

別海町議会会議録

第2号(令和6年6月24日)

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 8番 田村 秀男 議員
- ② 13番 中村 忠士 議員
- ③ 4番 伊勢 徹 議員
- ④ 10番 外山 浩司 議員
- ⑤ 3番 高橋 眞結美 議員
- ⑥ 2番 吉田 和行 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 8番 田村 秀男 議員
- ② 13番 中村 忠士 議員
- ③ 4番 伊勢 徹 議員
- ④ 10番 外山 浩司 議員
- ⑤ 3番 高橋 眞結美 議員
- ⑥ 2番 吉田 和行 議員

○出席議員(16名)

1番 市川 聖母	2番 吉田 和行
3番 高橋 眞結美	4番 伊勢 徹
5番 貞宗 拓雄	6番 宮越 正人
7番 横田 保江	8番 田村 秀男
9番 小椋 哲也	10番 外山 浩司
11番 今西 和雄	12番 松原 政勝
13番 中村 忠士	14番 佐藤 初雄
副議長 15番 戸田 憲悦	議長 16番 西原 浩

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長 曾根 興三 副町長 浦山 吉人

教 育 長 相 澤 要
 福 祉 部 長 干 場 みゆき
 産 業 振 興 部 長 佐々木 栄 典
 教 育 部 長 宮 本 栄 一
 病 院 事 務 長 三 戸 俊 人
 監 査 委 員 事 務 局 長 竹 中 利 哉
 保 健 生 活 部 次 長 千 葉 宏
 産 業 振 興 部 次 長 小 野 武 史
 建 設 水 道 部 次 長 田 畑 直 樹
 総 務 課 長 寺 尾 真 太 郎
 総 合 政 策 課 長 松 本 博 史
 西 春 別 支 所 長 他 小 村 茂
 福 祉 課 長 石 戸 谷 友 絵
 町 民 課 長 谷 村 将 志
 生 活 環 境 課 長 上 田 健 一
 水 産 み ど り 課 長 小 野 武 史
 事 業 課 長 佐 竹 和 仁
 上 下 水 道 課 技 術 長 袴 田 充 輝
 学 校 教 育 課 長 他 池 田 卓 也
 生 涯 学 習 課 長 木 戸 口 誠
 防 災 ・ 基 地 対 策 課 主 幹 寺 澤 淳 司
 農 政 課 主 査 金 澤 亮 太 章
 生 活 環 境 課 主 査 中 川 雅 章

総 務 部 長 伊 藤 輝 幸
 保 健 生 活 部 長 小 川 信 明
 建 設 水 道 部 長 外 石 昭 博
 会 計 管 理 者 入 倉 伸 顕
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 川 畑 智 明
 総 務 部 次 長 寺 尾 真 太 郎
 福 祉 部 次 長 谷 村 将 志
 建 設 水 道 部 次 長 新 堀 光 行
 生 涯 学 習 セ ン タ ー 長 他 福 原 義 人
 財 政 課 長 角 川 具 哉
 防 災 ・ 基 地 対 策 課 長 岩 口 裕 昭
 尾 岱 沼 支 所 長 他 大 坂 恒 夫
 老 人 保 健 施 設 事 務 長 渡 辺 久 利
 町 民 保 健 セ ン タ ー 兼 母 子 健 康 セ ン タ ー 長 千 葉 宏
 農 政 課 長 皆 川 学
 管 理 課 長 田 畑 直 樹
 上 下 水 道 課 長 新 堀 光 行
 学 務 ・ ス ポ ー ツ 課 長 他 齋 藤 陽
 指 導 参 事 瀬 川 航 平
 図 書 館 長 他 堺 啓
 上 下 水 道 課 主 幹 植 松 拓 也
 水 産 み ど り 課 主 査 岩 光 信 幸

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 干 場 富 夫 主 幹 木 幡 友 哉

○会議録署名議員

3 番 高 橋 眞 結 美
 5 番 貞 宗 拓 雄
 4 番 伊 勢 徹

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
ただいまから5日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
3番高橋議員。
○3番（高橋真結美君） はい。
○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。
○4番（伊勢 徹君） はい。
○議長（西原 浩君） 5番貞宗議員。
○5番（貞宗拓雄君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上、3名を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長（西原 浩君） 日程第2 一般質問を行います。
発言に入る前に申し上げます。
質問者は、質問内容を簡明に述べて、その範囲を超えないよう注意し、答弁者は、その内容を的確に把握し、明快な答弁をされますようお願いいたします。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
初めに、8番田村秀男議員、質問者席にお着き願います。
○8番（田村秀男君） はい。
○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。
○8番（田村秀男君） はい、議長。
○議長（西原 浩君） 8番田村議員。
○8番（田村秀男君） 通告に従い一般質問を行います。
質問のタイトルは、「合葬墓の運営などに関する町民の声」でございます。
それでは質問の趣旨を述べます。
べつかい霊園内にある「別海町合葬墓」は、生活様式や価値観の多様化、少子高齢化や核家族化などにより社会を取り巻く環境が急速に変化する現状において、安心して暮らせる環境づくりの一つとして、家族や親族によるお墓の継承や管理に不安のある方、経済的な事情からお墓を持たない方などに対し、埋蔵方法の選択を広げることを目的に、令和2年11月に建立、令和3年4月1日から使用を開始しています。
合葬墓とは、一つのお墓に複数の焼骨を埋蔵する合葬式のお墓で、別海町合葬墓は1,800体の焼骨を埋蔵することができます。建立から3年が過ぎましたが、使用者やこれから使用を考えている町民の、色々な声を聞いてみました。

そこで、次の点について伺います。

1点目でございますけれども、別海町合葬墓には、1,800体の焼骨を埋蔵できますが、今まで何体の焼骨が埋蔵されたのかを伺います。

○生活環境課長（上田健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生活環境課長。

○生活環境課長（上田健一君） お答えします。

供用を開始した、令和3年4月から令和6年3月末までの3年間合計で93体の埋蔵となっております。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 今の御答弁では、3年間で93体ということでございますけれども、この3年間で、改葬以外で埋蔵された焼骨は何体あるんでしょうか。

この3年間で、私も調べてみましたら自然減といいますかね、亡くなった方は533人いるんですけども、この3年間で、改葬以外で埋蔵された焼骨は、把握してれば教えてください。

○生活環境課長（上田健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生活環境課長。

○生活環境課長（上田健一君） お答えします。

改葬以外で合葬墓に埋蔵された焼骨は27体となっております。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） それでは93体、3年間で93体のうち、27体が改葬外で、埋葬されてるということですね、確認しました。

2点目でございます。

別海町墓地条例によりますとですね、三つの霊園と、24の墓地があります。

この27か所から改葬し、別海町合葬墓に埋蔵された焼骨は、何体でしょうか。

地区別にちょっと教えてください。

○生活環境課長（上田健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生活環境課長。

○生活環境課長（上田健一君） お答えします。

ちょっと地区別のほうでは、集計をしておりませんので、全体の数字でお答えします。

令和3年4月から令和6年3月末までの3年間の合計で、30体が改葬により埋蔵されております。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 3年間で30体ということでございますけれども、今後ですね、利用者が増加することを考えたときですね、整然と区画整備された霊園や墓地がですね、改葬や墓じまいによりですね、歯抜け状態といいますか、スポンジ状態、こういう場合ですね、お墓の管理運営をね、どのように進めていくのかを伺いたいと思います。

改装後の何か、再利用というのはね、ちょっと抵抗を感じる人もいないかと思っておりますので、管理運営、どのようにするかちょっと、お聞きいたします。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） お答えします。

墓地の使用申請があった際は、区画番号順または改葬により、空いている区画から選択できるようになっていますが、改葬跡地を利用される方は少なく、また、新規使用申込みも、改葬などの墓じまいをされる方が多いため、今後も歯抜け状態は進んでいくと考えられます。

歯抜け状態になった場合の管理運営についてですが、解消するためには、移設の同意を得ての改修になることと考えますが、全ての権利者の同意を得ることは困難であろうことや、費用対効果等を考慮すると、当面は現状のまま管理を行うことになると考えています。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 現状のまま、管理するという事なんですけども、次の質問でまたしますけれども、せっかくですね、きれいに管理人を置いてですね、きれいに整備されてますし、花壇も整備されてますし、木も切ってますね、きれいな形になってますんで、ぜひそういう、皆さん方が喜ぶですね、環境で墓地があればいいかなと思っております。

3点目です。

別海町の合葬墓が、1, 800体を超える場合ですね、べっかい霊園、それから西春別駅前霊園及び尾岱沼霊園のいずれかに、新たに合葬墓を建立する考えがあるかをお聞きいたします。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） お答えします。

合葬墓は、少子高齢化や核家族化などにより、お墓の継承や管理に不安のある方、経済的にお墓を持たない方などに対して、埋蔵の方法の選択肢を広げ、安心して暮らせる環境づくりの一つとして整備しているものでありますので、同様の課題がある限り、整備が必要であると考えています。

今後において、1, 800体を超える場合は、新たに合葬墓を整備する必要があると考えます。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 必要性を感じているということは、同じく共有をいたしました。

ちょっと再質問しますけどですね、別海の霊園だけでなくですね、西春別駅前霊園だとかですね、尾岱沼の霊園もございます。

それで今後ますます、需要が増加すると思えますけど、この別海町全体として、合葬墓の今後の方向性については、何かどのような構想をお持ちかをお伺いいたします。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） お答えします。

議員御指摘のとおり、合葬墓の需要は増加していくと予想されますので、増設や、新設は必要になると考えております。

また一方、人口減少により、合葬墓の利用者数が頭打ちになることも考えられますので、利用状況の推移を見つつ、増設や新設の対応をしていきたいと考えます。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 今の答弁だと、構想は持ってないけれども、ケースバイケース、増減の推移を見て、増設を考えるとということですね。

再質問しますけども、議員の中でも、一般質問検討会議というものをやっていますけども、その中でも、複数の議員から「墓じまいを進める声があるので、さらに整備できないか、生前中の事前予約申請の必要性などの声を町民から聞いています。」という意見が複数あります。

町には、このような声があるのか。

それから、また事前予約申請を行うことや、やっぱり合葬墓は、推移を見てといいますけど別海地区だけでいいのかですね、町のちょっと所見をお伺いいたします。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） お答えします。

まず、本町が予約制を取り入れてない理由ですが、当面の間は、十分な埋蔵スペースが確保でき得ること、また、最終的に埋蔵の決定を行うのは残された御遺族となりますので、予約を受け付けたとしても、埋蔵が確定されるわけではないことなどから、生前予約の導入については見送っているところです。

そういった生前予約に関するお問合せについては年に数件ありますが、このような理由を説明して御理解をさせていただいてるところです。

次に合葬墓の設置場所についてですが、先ほどお話ししたとおり、今後の推移を見まして、当面の間は集約して管理しているほうがよいと考えているところです。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 事前予約制度については、分かりました。

それでは4点目に移ります。

合葬墓の運営について伺います。

「別海町合葬墓ご使用の手引き」には、参拝の方法が示されており、納骨後は自由に参拝できますが、線香立などはありません。

参拝者は、その都度、花立と線香立を持参しなければいけません。

隣にある「無縁供養之碑」には、花立・線香立・ろうそく立が固定式で常備されています。

移動式でもいいので、管理事務所などに用意できないか伺いいたします。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） お答えします。

合葬場は誰もが使用できる施設として公共性を重視しなければならないことから、宗教性を持たせないよう、供養台のみの設置としていますが、議員御指摘のとおり、参拝者自身が、その都度、花立等を持参しなければならず、利便性がよくないことも事実であると思います。

合葬墓は無宗教施設ではありますが、多数の方が参拝に来られる施設でもありますので、固定式や、全ての宗教に対応することはできませんが、一般的と考えられる花立や線香立

など、貸出し用として配置するなど、利便性の向上を図っていきたいと思います。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） それでは、使用の手引きを変更して、貸出し用で、管理事務所に用意するということの答弁のようですけども、もう一度ちょっと確認いたします。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） お答えします。

議員おっしゃるとおりですね、管理台帳状況を確認した上で、管理棟において、貸出し用を設置をするということを検討してまいりたいと思います。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） ちょっと、大分いいところまでいってるんですけども、貸出し用として、管理事務所に設置することを検討するんですか、それとも用意するんですか。

もし検討するんだったらいつまでに検討して、そんなに難しいことでないと思うんです、花立の移動式は。

そこんところはどうか。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） お答えします。

花立、線香立などの設置について、利便性の向上を図っていきたいと考えています。

○議長（西原 浩君） 期限は何かあるか。

いつまでって聞かれたんですけど。もう1回。

○保健生活部長（小川信明君） はい。

花立や線香立の貸出しについてですが、管理棟に設置して、貸出し用として設置してまいります。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） ちょっと検討するのか用意するのか、ちょっと町長、これどっちなんですかね。

そんなに移動式って難しくないんでね、それを置くだけなのでね、ぜひ補正予算でもいいですからね。

私たち賛成しますからね、ぜひ作ってください。

町長ちょっと所見お願いします。

○町長（曾根興三君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 担当部長も、予算がまだ確定してない中で、しますと約束はできなかったんで、ああいう言い回ししかできなかったと思います。

田村議員のおっしゃることはまさに町民のためということですので、私のほうからも、すぐ必要な予算がないのであれば、補正予算をせいと、すぐ取り組むように指示をいたします。

そういう形で、町民の利便性をできるだけ図っていきます。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 大変喜んでます。

ちょっと使用の手引について、ちょっとまた2、3点質問あるんですけども、ホームページはね、合葬墓の使用の手引がアップされてますけども、高齢者の方々には、なかなか周知が行き渡ってないっていうのが現状です。

ですから私に電話なりね、あって、これはどうなってるのってのを聞いてくるんですよ。

そういうこともあってですね、合葬墓の手引の注意事項等の中にですね、何か供物や供花などのお持ち帰り、これ禁止してますけどね、これについては、共同で使用する施設であり環境上も好ましくないんで、合葬墓の近くにですね、立て看板を設置して、大事なところですか、大事なことをですね、周知するような考え方はないかというのが、聞きたい点です。

それともう一つはですね、べつかい霊園の案内の立て看板はあるんです。

見てきましたけれども、そこにはですね、供花とか、供物とか供花っていう表現じゃなくてですね、「お供え物は必ずお持ち帰りください」となってるんです。

同じ霊園内の中にあるですね、個人のお墓の利用の方法とですね、それから、合葬墓、このお墓で、取扱いがちょっと違うのは、なぜ違うような周知をしているのか、お答えください。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） お答えします。

霊園、合葬墓ともに、お供え物については、環境衛生上好ましくないため、持ち帰りをさせていただくようお願いしているところです。

表記について違う点がありましたらですね、霊園の看板を再確認した上で、統一した表記に改めていきたいと思えます。

また、周知の足りないような点につきましては、立て看等を設置してまいりたいと考えております。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 利用の手引、ホームページにアップされている、ちょっと言葉、供物という言葉を使ってんですけども、これちょっと調べてみますとですね、供物っちゅうのは家族や親戚以外の方から、送られたっていうかね、そういうもののお供え物のことを言うんであってね、だから、霊園内の案内の立て看板では、ちゃんとしっかりとお供えものというふうにしてるんでね。

これ、表現ちょっと細かいですけどね、やっぱり違うと、住民もこれを見たときにやっぱり戸惑うことになるのでね、お供え物として、統一されたらいかと思うんですが、その点についてどうですか。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） お答えします。

合葬墓の手引や、現地の立て看板の表記方法が違う点につきましてはですね、再確認し

た上で、統一した表記の訂正、修正をしていきたいと考えております。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 部長再確認するって今おっしゃいましたけど、それ、私確認してますから、間違いなく。

手引では、供物、供花って、しっかりと書いてます、ホームページ上。

それから現地の案内板には、ちゃんとお供え物って書いてますんでね、確認しなくても大丈夫ですから、そこをちゃんと直してください。

それでは5点目に移ります。

条例の進行管理について伺います。

別海町合葬墓設置及び管理に関する条例では、第11条第1項に損害負担の規定があります。

故意または過失により合葬墓を損傷または滅失したときは、使用者に損害賠償義務を規定していますが、ただし書で、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでないとして規定しています。

法令や契約書の条文におけるただし書とは、本文に定められた原則に対して例外を定める部分でございます。

別海町合葬墓設置及び管理に関する条例施行規則第7条の規定では、条例第11条第1項の規定には、「天災等の不可抗力による場合を含まない。」と規定しています。

それでは、本条例では、どのような例外を想定したのか、また3年間にそのような事例があったのかを伺います。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） お答えします。

条例第11条第1項のただし書で想定した例外ですが、想定できない事例を意図していたものですので、具体例はありません。

また、供用開始から現在の3年間で、合葬墓の損傷はなく、そのような事例はありませんでした。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） わざと壊して弁償しなくてもいいということにはならないんで、そういう事例は多分、今後出てこないと思いますよ。

これ、条例の議案説明のときにも質疑、ですけどもこのように答えてますね。

「ただし書の部分の解釈には、現時点で想定していない事情の発生を想定している。規則で必要な事項を定めていきたい。」と答えています。

さらに、令和2年12月17日の開催の福祉医療常任委員会の中でも、「運用の中で事例等を収集し、必要に応じて条例、規則の改正も含めて検討する。」っていうふうに答えています。

現状の条例や規則見ましてもですね、特別な理由の定めは見当たらないんですけども、その点についてはいかがですか。

○副町長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（浦山吉人君） 現条例の条例の一部改正が必要不可欠であるということに関しまして、見解を問われましたので、お答えをしたいと思います。

田村議員より御指摘いただいた関係でございますけれども、本条例を策定するに当たりまして、もちろん、いろんな他の市町村の条例等も参考にさせていただきながら、作ったところでございます。

そういった意味で、この3年間の中でそういった、例えば、故意、故意はもちろんですけれども、過失による事例といったものも含めまして、そのような事態が起きたという実態はございません。

現在の本町の合葬墓条例の損害賠償に係る規定が、合葬墓を町民の皆様にお使いいただく上で、直ちに不便をもたらしたり、あるいは、混乱を生じさせる内容の損害賠償の規定になっているものとは認識をしていないところでございます。

もとより、合葬墓を損傷したり、滅失をさせるということは、日常において、田村議員もおっしゃったとおり、そう頻繁に起こることではなく、条例制定時のやりとりであったり、あるいは先ほどの保健衛生部長の答弁でも申し上げましたとおり、想定できない事案が起きた場合の取扱いとして、ただし書の規定を付しているものでございます。

また、議員から、現状の条例や規則では、特別な理由の定めは見当たらないという御指摘でございましたけれども、令和3年度の供用開始から3年間の運用の中で、他市町村も含め、特段の事例等もないということから、現状の条例や規則の改正を行うことはしていないところでございます。

しかしながら、損害賠償、損害負担の条文については、本町の他の条例等においても、同様の作りとしているものも多数あることから、この条文の作りそのものに誤りがないかどうかも含め、本町の例規編さんを委託している専門事業者等にも、確認を求めるなどの作業を今後行うなど、しかるべき対応とった上で、確認をさせていただき、また必要に応じて報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 今副長がね、本町の条例の中でも多数あるという表現で回答もらいましたけどね、私もそういうふうに来るかなと思ったんで全部調べてみました。

例えば、ふれあいキャンプ場の条例、これは損害賠償は「故意又は過失」って使ってますけれども、ただし書はないです。当然です。

それから資料館の設置条例、これは弁償させることができる。

それから教職員の管理規則、これはやむを得ない理由、そういうことは書いてません。

それから生涯学習センターみなくる、これも16条損害賠償、そういう表現はありません。

それから研修牧場、この条例も、全て「全部又は一部」を弁償させると、そういうような作りになってます。

ですから簡単なことなんですね、この本文から「故意又は過失」っていう部分を削除すれば、このただし書が当然生きてくるんです。

遠軽町と同じ条例なんですよ、この条文というのは。だけど遠軽町で私確認しました、そしたら職員も困ってました。そういう事例は全くありません。

ですからですね、私、こう言った以上、改正案をちょっと例示していますけどね、賠償

の規定っていうのは、「故意又は過失」っちゅう、限定しなければですね、いいと思うんです。

ですから、例えば墓地等を使用する者が町有施設及び備品等毀損、汚損または滅失したときは、町長が定めるところにより、その損害賠償をしなければならないっていうふうにまず決めといて、そしてやはり、いつ、どういうことが起きるか、過失でもですね、重い過失、それから中ぐらいとか少ないとかありますんでね、そういう場合に限って例外規定として、ただし町長が、やむを得ない理由があると認めた場合には、賠償額の減免だとかですね、一部免除ですか、そういうことができるっていう条例にすれば、何ら問題はないと思うんですが、いかがでしょうか。

○副町長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（浦山吉人君） お答えいたします。

田村議員より、他の市町村の合葬墓、あるいは墓地条例を引用しての改正案をお示しいただきましたが、条例条文として簡潔で分かりやすいものであることについては、素直に認めさせていただきたいなというふうに思います。

その一方で、故意、過失の部分でございますけれども、言うまでもなくですけれども、故意とは、結果が発生することを認識しながら、あえてその行為をすることをいい、過失とは、結果の発生を予見し、かつその発生を防止する注意義務を負っていたにもかかわらず、注意義務を怠って、結果を発生させてしまうということを、いうことになります。

故意は、意図的、意識的であるのに対して、過失は不注意であるということについて、その点で異なるということになります。

ただし、民法あるいは刑法では、故意と同視すべき、重大な注意義務違反については、過大な過失として、故意と同等の責任が発生するというふうに定められております。

民法では、故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害することを、不法行為として定め、不法行為をしたものは、相手方が被った損害を賠償しなければならないという定めになっております。

ただし書の部分ということになりますけれども、その注意義務違反というものは、人によって、あるいはその立場によって、それぞれ注意義務の内容が、あるいは行わなければならない責任の度合いというものが変わってくるというふうに考えられるものでございます。

その意味からも、注意義務の内容や程度、あるいは行為者の立場によってですね、異なる点に注意をしながら、そのときの状況に応じてただし書の規定に基づいた措置をとっていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） なんがちよっと見解が違うんですけど、条例本文では「故意又は過失」ってなってるんでね、そこんところはもう、故意も優先されちゃうんで、わざと壊して、町長が認めたら、それ弁償しなくてもいいっていう話にはならないのですね、ぜひ故意と過失をですね、条例の本文から除いてもらおうと、すんなりといくんでね、そのようにしてないと、これを解釈するときに、どんなことが想定されるのかなというか、今でも分からない話なんでね、ほかのとこの見てもそういうふうになってないんで、ぜひですね、改

正してほしいなと思うんですが、再度伺います。

○副町長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（浦山吉人君） 申し上げましたとおり故意または過失につきましては、不法行為、民法上の不法行為について取り上げているというものになります。

その意味からも、先ほど再質問の時点で私が答弁させていただきましたけれども、条例条文そのものの作りにですね、誤りがあるのかどうかということは、専門的な知見も含めましてですね、本町が法制執務に関わる業務を委託をしております専門事業者の見解等も確認をさせていただいた上で、きちんとした見解、あるいは説明をさせていただきたいなというふうには思っております。

そのことについては先ほど申し上げましたとおりです。

以上でございます。

○8番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 8番田村議員。

○8番（田村秀男君） 平行線になるのでね、ここら辺でやめておきます。

今後ですね、さらに、この議論については、研究していきたいと思っております。

今、5点ほど聞きましたけども、生活様式や価値観の多様化、それから少子高齢化や核家族化などにより、社会を取り巻く環境が急速に変化する現状において、やっぱり安心して暮らせる環境づくりの一つとして、家族や親族によるお墓の継承や管理に不安のある方、経済的な事情から、お墓を持たない方などに対して、埋蔵方法の選択肢を広げることは本当、今の時代に即したものと思っております。町民の方々も喜んでおります。

しかしね、運営が、運用が使用者にとって不便であったりですね、条例の本文の解釈がたくさんあるようでは、せっかく、行政サービスが、無駄になるのでですね、無駄にならないような、運営をすべきと思っております。

ひとつ、移動式の花立と線香立を作ると、こう言ってもらいましたんでね、私に意見としてですね、尋ねてこられた、やっぱり使用者だとか、これから使用する方にとってはすごく嬉しいことだと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、8番田村秀男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、13番中村忠士議員、質問者席にお着き願います。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 通告に従いまして、質問をいたします。

1点目です。

「子どもの意見表明権および子どもの権利条約の履行について」お伺いいたします。

子どもの権利条約は、1989年11月に国連において採択され、日本は1994年4月に批准しました。

今年国連採択から35年、日本の批准からちょうど30年となります。

締約国は今年4月の段階で196か国となり、国連が採択した主な条約の中でも締約国の最も多い条約であります。

子どもの権利条約は、すべての子供たちが持つ人権・権利を定めた条約です。

その根本精神は、「子どもは弱くて大人から守られる存在という考え方から、子どもも一人の人間として人権、権利を持っている、つまり、権利の主体だという考え方に大きく転換させた条約」これは日本ユニセフ協会「子どもの権利条約の考え方」ですが、というところにあります。

また、条約には、「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」の四つが原則として示されています。

こうした根本精神、原則を示している子どもの権利条約の積極的履行については、第一義的には政府が責任を持っていますが、履行の実態を作っていくのは、地方自治体であり、子育て、教育の現場です。

別海町、並びに別海町教育委員会が、別海町の子供たちの成長と未来のために、子どもの権利条約の積極的履行をどう進めていくのか、とりわけ、別海町の子供の意見表明権、意見の尊重をどう具体化、実現していくかについて、6点にわたって質問いたします。

まず、1点目であります。

子どもの権利条約の原則の一つに「子どもの意見の尊重、子どもが意味のある参加ができること」があります。

自分の意見を述べる権利、それが尊重される権利を子供たちは持っていて、それを行使することができるということでは、別海町は「子ども未来議会」という優れた取組をしていました。

このような、子供の意見表明権、尊重される権利が発揮できる場を今後とも続ける必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（相澤 要君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（相澤 要君） まず、中村議員におかれましては、私たちの先輩として、教員されてたときから現在まで、子供たちの健全育成ですとか、それから、先生方の働く環境づくりに尽力されておりますことに敬意を表したいと思います。

一つ目の質問につきましては、私のほうから答えさせていただきます。

子供の権利を守っていくためには、子供たちが自分の意見を述べる権利を持ち、またその意見がしっかりと受け止められ、尊重される権利が確保されることは極めて重要であります。

本町がかつて取り組んだ子供の未来会議は、主権者意識の向上ですとか、将来を担う青少年の健全育成に資することを目的に、令和元年度から3年間実施しましたが、子供の意見の尊重及び社会参画の機会として、意味のある事業であったと認識しております。

今後につきましては、より多くの子供たちの意見が尊重され、そしてそれが具体的な政策などに反映されるような機会を設けたいと考えており、子ども未来会議という形にとらわれることなく、どのような形が望ましいか、教育委員会として検討しているところであ

ります。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 実施の方向で検討してるということかなと受け止めたんですが、状況について少しお伺いしたいんですが、教育委員会の会議録を見させていただきました。

令和5年11月16日に行った教育委員会議ですね、この中で、委員の1人から、この子供議会について、今後計画がないようだけでも、計画がないと切ってしまうのはどうかと感じると。今後経験しない子供たちに向けて開催する考えはあるかという、質問がされています。

これに対して教育部長は、「主権者教育は大事なことなので、機会を見ながら取り組んでいきたいと思っている。」教育長におかれましては、「参画ということでは必ずやっていかなければならないことであり、形としてはいろいろあると思いますので考えていきたいと思っています。」というふうにお答えになっていると。

それから7か月以上たっているんで、検討が進んでるのではないだろうかと、いうふうに推測をするんですが、そこら辺の、その7か月の中でどういう検討が行われたかということをお聞きします。

○教育長（相澤 要君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（相澤 要君） どのような形がいいかということについては、検討は進んでないと言ってもいいかなと思います。

それで、意見を表明する機会として、子供議会が重要な場であるということは認識しているとかなんですけども、そして、今の私のように、緊張しながら、子供たちがここでしゃべるというのも非常にいい経験になるかなとは思ってるんですが、やる以上は、単に意見を表明するだけじゃなくて、よりよい自分をつくるですとか、それからよりよい社会を目指すものであるということが必要かなというふうに考えております。

そのためにですね、出された意見の一つでも、それから、意見の中の一部だけでも、実現してあげるといような覚悟が必要だなというふうに考えておりますし、それから、深く考えた意見をここで発表するということについては、学校側で指導する時間なんて今のところ足りないんですよ。

それで教員の負担も大きくなりますので、どうしたらいいのかなというふうに考えているところです。

出てくる意見についてはですね、ここで具体的には言いませんけども、地方自治体ではできないような内容ですとか、そういったことも多く含まれておりますので、やっぱりそこに持ってくるまでには、学校側でもっと練った指導が必要になってくるのかなというふうに、考えているけども、今のところそれができないということですね。

それから、既に、子供たちが意見を表明する施策としては、教育委員会としては、弁論大会ですとか、それから今、自分のおすすめ本を紹介するビブリオバトルですとか、そういったことを行っております。

それから、ほかにですね、こんなこともできたらいいなと思うのは、いろんなサークル

とかでやっているワークショップありますね、まちづくりについてのワークショップありますけども、そこに子供を参画させていただくと。参加して意見を述べさせてもらうという取組も重要なかなというふうに思っています。

私ほかの町に勤めてたときに、町の総合計画の評価委員というのをやりました。

これは充て職で、話の中身はほとんど分からなかったんですけど、中に、その町の未来を考える会議というのがあったんですが、そこに参加してるのは20歳以上の人ばかりなんですよね。

ですからそこで、ぜひ、子供も参加させてほしいという意見を述べて、今多分、実現してんじゃないかなというふうに思っています。

それから、議員さん方も、各地区回って、懇談会とかされてますけども、その中に、子供たちも出席させてもらって、意見を聞くというようなことも一つの方法かなというふうに思っています。

それから、出された意見、町長に聞いてもらうとか、そういうようなものも含めて、ちょっとこれからも検討を続けていきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 大変様々なアイデアがね、今述べられたかなというふうに思います。

それを今後具体化、ぜひしていただきたいなと思ったんですが、今のお答えの中でね、大変大事だなあというふうに私自身も思ってることだし、教育長がおっしゃったことは、出した子供の意見が生かされるっていうことをね、教育長非常に強く感じておられるようなので、それは共鳴いたします。私も全く同じ考え方であります。

ぜひ子供の意見が自由に表明されて、それが生かされるということで、御尽力いただければ大変ありがたいなというふうに思います。

それでは2番目の質問に入らせていただきますが、同じく子供の意見表明権、尊重される権利についてお聞きします。

学校の校則や制服について、現在、全国的にも様々な論議があります。校則や制服について、別海町では子供たちが意見を自由に述べ、それが尊重される仕組みづくりは行われているのでしょうか。

お聞きします。

○学校教育課長（池田卓也君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学校教育課長。

○学校教育課長（池田卓也君） お答えいたします。

子どもの権利条約には、子供の意見表明権などがうたわれ、特に、学校の校則や制服については、全国的にも様々な議論が行われており、子供たちが自分の意見を自由に述べる機会を設け、意見を尊重される場を整えることが求められています。

別海町でも、その必要性を十分に認識しており、子供たちの取組を進めております。

例えば、町内のある中学校では、生徒会を中心に、生徒総会を開催し、制服や校則について、子供たちが意見を述べる場を設けております。

また、別の中学校でも、制服等について、保護者と検討の場を設け、子供たちの意見が

より広範に尊重されるような取組を行っております。

今後も、子供たちが意見を述べ、それが尊重される仕組みづくりを推進していきます。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 生徒総会が行われたり、あるいは保護者との意見交換ってものが具体的に行われている、そういう学校や地域があるっていうお話でしたので、心強いついていうふうに思いました。

教育委員会が、学校の運営に細かく介入することはできません、できないと私は思っていますが、現場の自主性を尊重しつつ、そういう取組ですね、進んでるっていうふうに言ったらいいのかなど、ちょっと語弊があるかも分かりませんが、そういうふうに具体的に取り組んでいる学校や、あるいは地域の経験を広めるっていいですか、あるいは学校間、地域間での学校同士の意見交換等、あるいはPTA等の意見交換、交流、そういうものを進めさせていただきまして、具体的な取組を、広める、進めるという点で再度ですね、御意見をお伺いします。

○学校教育課長（池田卓也君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学校教育課長。

○学校教育課長（池田卓也君） お答えいたします。

本町の学校で定期的に意見交換や、討論会を開催したり、先進的に取り組んでいる学校を好事例として、全町の学校で紹介したりするなどの方策を考えていきたいと考えております。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） ぜひ御尽力いただきたいと思います。

3点目の質問であります。

国連子どもの権利委員会が日本政府に行った4回目の勧告の中の普及、意識啓発および研修の項で、子どものために、および、子どもとともに働くすべての者、教員、裁判官、弁護士、家庭裁判所調査官、ソーシャルワーカー、法執行官、公務員およびあらゆるレベルの政府職員を含む、を対象として、条約およびその議定書に関する具体的な研修セッションを定期的を実施することとしています。

子供に関連する部署における町職員の研修がどのように行われてきたのか、お聞きいたします。

○福祉部長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） お答えします。

子供に関係する部署における職員の研修としましては、保育園に勤務する保育士については、北海道保育協議会などが開催します職責や経験年数に応じた、園長、中堅職員、主任職員などに向けた研修を定期的受講しているところです。

また児童館、子育て支援センターに勤務している児童厚生員、支援員、支援相談員にあっては、経験年数により適宜研修を受講しているところです。

これらの研修過程において、子供たちの発達への理解、保育内容の考え方、保育サービスの質の向上、保育技術の改善等について学んでいます。

これまで受講している研修には、子どもの権利条約に特化した内容のものはありませんが、実際の現場での対応を研究し、よりよい保育サービスを提供するための研修は、子どもの権利条約の精神を基本としたこども基本法や児童福祉法など、子供、子育てに関連する法律に基づく研修であることから、今後も各種研修の受講により、子供の生きる権利や、育つ権利などを学ぶことが子どもの権利条約の趣旨につながるものと考えています。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 子供の成長等に関するね、一般的な研修の中で、それを受けているから、いいとおっしゃらなかったけども、そういうふうにやっていますと、それが権利条約と結びついているのではなかろうかというような御趣旨だったと思うんですが、権利条約の委員会がね、日本政府に、あるいは日本の地方政府も含めて、求めているのは、条約及びその議定書に関する具体的な研修セッションを定期的に行うというふうに言うてくれるんですよね。

その点では、ちょっと外側に置かれているのかなって感じがしないわけではないので、それをきちっとやってくださいっていうふうには私は申し上げたいんですけども、その点で、もう1回お願いします。

○福祉部長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（干場みゆき君） お答えします。

繰り返しになりますけれども、子ども権利条約に特化した内容ということで、受講の機会を設けるといことが求められているというふうには考えておりますが、保育施設、いろんな児童福祉施設における職員については、実際の現場における研究ですとか実体験によっての子供に対する接し方とか、そういったものを日々研修、研究しているというふうに認識しておりますので、今後必要に応じてですね、保育園長等の研修等においても、そういった機会があれば、受講させる必要があるというふうに考えておりますので、今後、広くですね、いろんな方たちと調整をしてですね、保育現場等における受講の内容についても整理していきたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） ちょっと認識に平行線の状況があるようなので、今後また論議していきたいと思います。

4番目の質問です。

教育委員会に関してお聞きします。

教育委員会内での研修はどうだったでしょうか。

また、教員の研修はどうだったでしょうか。

お聞きします。

○教育部長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） お答えいたします。

子どもの権利条約第42条において、子供を含む全ての人々に対して、条約の原則と条項を広く周知することが求められています。

教育委員会としまして、子どもの権利条約に関する研修の充実を図ることが重要であると認識しております。

教育委員会内では、定期的に子供の権利に関するパンフレットなどの資料を回覧し、一人一人が、条約の内容や重要性を理解し、それぞれの考えを伝え合うことで、理解を深めております。

また、教員の研修に関しては、校長会や教頭会の場で、子どもの権利条約の重要性や、その具体的な適用方法について詳細な説明を行い、教育現場において、子供の権利が適切に守られるよう、校長、教頭のレベルでの理解を深めております。

これにより、各学校での取組がより実用的になるように努めております。

今後も、教育委員会としては、子どもの権利条約についての理解を深め、その理念が、教育現場にしっかりと浸透するよう、引き続き研修や周知活動を充実させてまいります。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 基本的なことはもう進めているよというようなお答えだったかなと思うんでそれはもう、引き続きやっていただきたいと思うんですが、教育委員会の、先ほど引用しました会議録を見ても、具体的な研修が行われているということはそこからは見えてこないんですよ。

それ以外のね、会議録に載らない部分でやってらっしゃるのかなっていうふうにも今お聞きしたんですけども、その点で、子どもの権利条約そのものについての研修を、講師を呼ぶなり、あるいはお互いの意見交換なり、そういうものが具体的に進められているのかという点について確認をしたいと思います。

○教育部長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） 講師を呼んでの研修はですね、今のところ、行っている状況ではありません。

職員の中で、部内会議ですとか、課内会議の中で、情報共有をしたりですとか、そういうことですね、今のところ、取り組んでいるような状況です。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） この間、やりとりしててですね、教育委員会の姿勢としてはね、周知が求められていると、重要性については、認識しているということが繰り返し述べられてきました。

ただ本当にそういう立場での研修が深く行われてるかっていう点については疑問が生じる場所です。

教育長の姿勢についてですね、お伺いしたい。

子どもの権利条約の普及、意識啓発、履行というものに関してですね、教育長の中では、優先順位はどうなっていますか。

今までのやりとりでね、最初に教育長お答えになったところで非常に強く、熱くこのことは考えておられるっていうのは分かったんですけども、仕事の優先順位としてはですね、教育長の中ではどういうふうになっていますか。

○教育長（相澤 要君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（相澤 要君） まずは、子どもの権利条約の中身についての相互理解というか、それを深めることが先かなというふうを考えております。

去年、4月にできたこども基本法ですけども、それについても、日本国憲法及び子どもの権利条約の趣旨にのっとり、という目的が書かれていますので、今後は、子どもの権利条約だけじゃなくて、こども基本法の中身についても、共有をしていきたいなというふうに思います。

それから、教育課程の内容とか目標について定めたのは学習指導要領であることは間違いないんですけども、一方で、生徒指導のやり方、目的だとか、内容について定めたのが、生徒指導提要というものです。

それで、平成22年に初めてこの生徒指導提要というのができたんですけども、一昨年、全面的に改定されました。

中身が新たに刷新されたんですけども、その中に、実は、児童の権利に関する条約のことも書かれていて、こういうふうになっています。

「生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠です。」と新たに明記されました。

それから、こども基本法、まだ施行はされてませんでしたが、こども基本法の理念の趣旨について、児童の権利に関する条約とともに、理解しておくことが求められます、というふうに書いてますので、これ実は、生徒指導のバイブルであるとともに、研修資料でもありますので、併せて、教育委員会の中でも、それから学校に対しても働きかけていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 期待したお答えは、最重要であるというふうに期待をしたんですが、でも、言葉の中でね、教育長の熱い思いは伝わってきましたので、ぜひその立場で進めていただきたいというふうに思います。

5番目の質問に入ります。

先に述べたように、子供は権利の主体であるというのが子どもの権利条約の基本的考え方です。

その観点から、まず、子供自身に、自分たちにはどういう権利があるのかを理解してもらうことが必要です。

別海町では、子どもの権利条約に基づいて、自分たちにはどういう権利があるかを理解するような学習は行われているのでしょうか。

○教育部長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） お答えいたします。

子供たちが、子供は権利の主体であるという、子どもの権利条約の基本的な考え方にに基づき、自らの権利について学び、理解を深める取組は重要であると考えております。

具体的には、町内の小学校では、社会科や特別活動の時間を活用して、子どもの権利条約の基本的な内容を学んでおります。

中学校では、社会科や道徳の授業を通して、子どもの権利条約の具体的な内容やその意義について学んでいます。

これらの取組を通じて、子供たちが自らの権利を理解し、適切に行使する態度を育むことを目指しております。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） その強化等でね、行われているということでもありますので、それはもうぜひ、さらに内容のあるものとして進めていただければというふうに思っています。

1番肝心なのはね、子供が権利の主体者だっていう点をどう捉えるかなんですね。

これについてはもう時間大分なくなりましたから、また論議をしていきたいと思うんですが、子供自身が自分の権利を理解して、それを行使することで、よりよい状況をつくっていくというね、状況をつくり上げる主体者なんだと、主権者なんだと、あるいは、主人公なんだというふうに自分自身を理解するっていうところが1番大事な点かなというふうに私は思っています。

そういう学習として進んでいくように希望いたします。

6点目の質問入ります。

子供の保護者や家庭に対する子どもの権利条約に関する意識啓発はどのように行われているのでしょうか。

○教育部長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） お答えいたします。

子供たちが、安全で健康に生活できる環境づくりを推進するために、保護者や、家庭の理解を深めることが重要であると認識しております。

具体的な取組としまして、生涯学習センター内のサイネージに、条約の内容を掲載して町民に周知を図っております。

また、今後の取組として、子どもの権利条約の基本的な内容や、権利条約を育む態度を養うための助言など、家庭の理解を深めるための有用な情報が掲載されているリーフレットや、パンフレットを学校を通じて各家庭に配付し、保護者や家庭に対する意識啓発を行っていきます。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい、分かりました。

先日、うちの地域、駅前の地域でですね、子供食堂がありまして、釧路の地方法務局の方がこられて、着ぐるみ2人っていうのかな、と職員の方おられて、いろいろ子供たちに、あるいは一緒にこられた保護者の方にね、こういうパンフレットだとか、キーホルダーだとか、配っておられました。

御挨拶をさせていただいたんですが、そういう子供食堂等の機会をぜひね、捉まえていただいて、そこで教育委員会としての工夫を凝らしていただいて、啓発活動などをね、積極的にやっていただければなというふうに思います。

よろしく願いいたします。

それでは、大きな2番目の質問に入ります。

大きな2番目であります。

教員の働き方と国連「教員の地位に関する勧告」に基づいた取組についてであります。

1966年に国連ユネスコ、教育科学文化機関の特別政府間会議で「教員の地位に関する勧告」以下、勧告が採択されました。

勧告は、教育の専門職にふさわしい教員の地位に関する諸原則や具体的事項が示されています。また、国連に専門委員会が設置され、各国政府にその履行が促されています。

勧告のパラグラフ8に「指導原則、教員の勤務条件は、効果的な学習を最大限に促進し、かつ、教員がその職務に専念しうるようなものにする。」とあります。

勧告が示す、「効果的な学習を最大限に促進し、かつ、職務に専念しうる」勤務条件という点では、まず、教員が教材研究を含め、十分な授業に関する研修、研究の時間を8時間の勤務時間中にとることができなければなりません。

実際はどうなっているのでしょうか。

文部科学省は2016年、平成28年に教員の勤務実態に関する調査を行い、同様の調査を2022年、令和4年に行っています。

令和4年調査について、文科省の発表している速報値を見ると、前回調査、平成28年と比較して、平日の一日平均在校時間が、小学校教諭で30分、中学校教諭で31分減少していますが、それでもなお11時間前後の在校時間、勤務であり、過酷な長時間勤務の状況はほとんど改善されていません。

勧告が示す教育の専門職にふさわしい勤務とは程遠い状況にあると言えます。

特に問題としたいのは、前述した8時間の勤務時間中に教材研究を含め十分な授業に関する研修・研究の時間がとれているかという点です。

文科省の令和4年調査では、授業準備の時間は小学校教諭で1時間16分、中学校教諭で1時間23分となっています。

8時間勤務時間の中での1時間16分、1時間23分ではありません。

11時間在校勤務中での1時間16分、1時間23分です。

やはり、8時間の勤務時間内で、教育の専門職としての教材研究等ができるという状況からは程遠いところにあると言えます。

別海町の教員の働き方と国連の勧告に基づいた取組について4点質問をします。

1点目です。

別海町の教員の勤務実態について教育委員会はどのように把握し、勤務状況の改善、特に、勧告に示されている教員の地位にふさわしい勤務状況になるよう、どのように取り組んでいるか、お知らせください。

○教育部長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） お答えいたします。

教員の勤務実態のうち、勤務時間については、出出勤システムを用いて、毎月、学校ごと、個人ごとのデータを計測し、確認をしております。

また、毎年、各学校2回から3回程度、指導室による学校経営指導訪問を実施し、勤務実態をはじめ、各学校及び教員個々の現状の把握に努めており、メンタルヘルスの状況、時間外勤務時間が多い教員の要因確認や、学校への改善策等の助言などを行っているところ です。

本町では、特別支援教育の充実のため、また、教員の働きやすい労働環境への改善に向けて、今年度も、特別支援教育支援員を町職員として、合計23名任用し、教員の負担軽減を図っております。

また、令和5年度には、別海中央小学校と別海中央中学校に自動音声メッセージ電話機を新たに導入し、緊急連絡体制を確保した中で、試行的に運用を図ってきましたが、先生方の勤務時間外における対応が減るなど、教員の働き方改革を行う上で、効果が大きいことから、今年度以降、各学校の状況も踏まえ、計画的に、ほかの学校への導入を進めていきたいというふうに考えております。

教育委員会としましては、教職員の業務の適正化を図り、ゆとりを持って子供たちと向き合う時間を確保することは、教職員の心身の健康を維持することにつながり、ひいては、子供たちの学びを支える教育の充実及び効果的な教育活動を実現することにもつながるものと考えております。

今後も引き続き必要な調査・研究、改善策の検討を行い、教員自身が教育者として、また、1人の人間として尊重され、健やかに働ける環境づくりを、できるところから進めていきたいと考えております。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 実態調査をしてますよ、ということなんだけれどもその実態がよく分かりません。

で、全国的なね、状況については文科省が行った調査の結果を先ほど、これは共通理解だと思ふんですけれども、全国的にはそういうふうになってるということで、別海町はどうなんだっていうふうにお聞きしたんですよね。

それからもう一つ肝心の点はね、私の質問の肝心の点は、勧告に示されている教員の地位にふさわしい勤務状況になってるかどうかという点、そしてそれに近づけるために教育委員会はどのような努力をしているかと、近づいているのかということのをです、お聞きしたわけで、その点を再度聞きます。

○学務・スポーツ課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学務・スポーツ課長。

○学務・スポーツ課長（齋藤 陽君） お答えいたします。

別海町の状況というところですが、コロナ禍の状況ですとか、学校ごとの様々な要因があるため、勤務時間について単純比較は難しいところですが、勤務時間而言いますと、全学校の1人当たりの平均在校時間では、令和4年度と令和5年度を比較すると、月平均ですね、1人当たり2時間程度、減少している状況となっています。

令和5年度でいきますと、月の平均が、小学校でおおよそ32時間程度、中学校でおおよそ月平均35時間程度ということになりまして、1日の平均にしますと、1日平均当たり、おおよそ2時間弱の時間外勤務となります。

ですので、8時間の通常の勤務と合わせると、通常10時間弱の勤務実態となっている状況です。

そのほかですね、働き方改革の中において様々な、いろいろ進める中で、できることから少しずつですね、改善して、少しでも、この先生方の働き方として、健全な働き方になるように努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 細かい点についてはね、また、今後、細かく聞いていきたいというふうに思います。この場を外れてね、ちょっと聞いていきたいと思うんですけども。

肝心な点についてお答えなかったんで、勧告に示されている教員の地位にふさわしい勤務状況なんですよ、問題は。

つまり8時間の勤務時間の中で、教材研究をちゃんとできるようになってるのかと、別海町はどうなんだって聞いてるんです。

○教育長（相澤 要君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（相澤 要君） 8時間に収まっているかと言われると、収まってない学校がほとんどかなというふうに思います。

教職員定数というのは、要綱に沿って、基準があるんですけども、やっぱり学校規模によって、平準化されてるかというところではなくてですね、週29時間が基本ですけども、ある学校、中学校の場合ですけど、ある学校は12時間、1人当たりの時数ですね、持ち時数が12時間、またある学校は19時間というところもあります。

1人当たりの平均で割っていくと、そうすると7時間の差が出てくるんですね。

そのアンバランスを何とかバランスよくしてくれと言ったところでなかなか解決できない問題がありますね。

できるだけ、8時間に近づきたいなというふうには思いますけども、先日ですね、中教審のほうから答申がありました。

これからの教員の勤務に関わることでですけども、その中には、取りあえず、まず45時間以内、超過勤務が45時間以内を目標とするけども、将来的には20時間以内とするというふうに定められております。

まずそこに近づきたいなというふうに考えています。

それから、細かいことなんですけども、教育委員会としても、細かいことなんですけども、いろいろ学校に対してですね、配慮はしているつもりでいます。

校長先生方に聞いても、いや別海の教育委員会いいよねっていう話してもらえますの

で、例えば、学校との連携を強めて、要望をきちんと聞くとか、それから、いろんな調査物がどんと来ますけども、教育委員会で処理できるものは、教育委員会で処理して、学校には下ろさないとか、それから、メールもドーンと行くんですけども、タイトル一つにやっぱり工夫があっていいよねっていうんです。

例えば、頭に締切りの日付をきちんと書くとか、それだけで、時間短縮にもなります。

それから、施設の修理、改善なんかも、これ学校に支障があったら困りますので、非常に迅速にぱっとフットワーク軽く対応してくれてますし、それから、指導参事、今年も元気のいい指導参事来てくれましたけど、指導参事とか指導主幹を配置していただいているということも、直接ではないですけども、職員の働きやすさとか、労働環境に大きく影響しているというふうに考えております。

校長会、教頭会でも、常に指導主幹のほうから、勤務時間については話ししていただいておりますので、そういう細かいことを積み上げながらやっていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 別海町教育委員会、歴代の教育長さんとね、何回もやりとりさせていただいて、本当に努力されてるっていうことはよく伝わってきております。

学校現場の意見も様々ありますが、教育委員会、頑張っているよねっていう、意見をよく聞きますので、その点は共通理解かなというふうに思うんですが、そして教育委員会、一地方自治体の教育委員会で、定数を変えるとかいうわけにはいかないので、そういう点での限界というものは、感じておられるというふうには思います。

それ以上のこと、だからそこに立ち入って、教育委員会なにせ、かにせっていうふうには、私は言えないというふうに思ってるんですが、また論議を続けていきたいと思えます。

次の質問に移ります。

別海町の教員の退職者の中で定年前退職の割合をお聞きいたします。

○学務・スポーツ課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学務・スポーツ課長。

○学務・スポーツ課長（齋藤 陽君） お答えいたします。

定年前退職者の割合は、令和2年度で、退職者15名中、定年前退職者7名、令和3年度で退職者10名中4名、令和4年度で退職者10名中3名、令和5年度で退職者12名中9名が定年前退職の状況となっております。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 数そのものについて今お聞きしました。

それで、このことに関してですね、定年前退職者の割合について、教育委員会ではどのように分析しておられるでしょうか。

○学務・スポーツ課長（齋藤 陽君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学務・スポーツ課長。

○学務・スポーツ課長（齋藤 陽君） お答えいたします。

定年前に退職される教員については、その退職の理由として、近年は多種多様になってきていると考えています。

定年以外の退職の要因としましては、勸奨退職や育児に専念するためなどの理由のほか、家庭の事情などにより、地元に戻って教員を続けるため退職する方や高校教員になる方、近年では新たにやりたいことができたなど、自分の将来を見据えて退職する方なども確認しているところです。

傾向としまして、若い方、教職年数が少ない方の退職者が増えてきている状況となっています。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） プライバシーに関わることだから、その理由について細かくね、聞かっていうことにはならないのかもしれないと思うんです。

理由はおっしゃるとおりに多種多様ですね。

ですが、近年の教員のなり手が非常に減っている問題とか、学校現場は本当に厳しくなってるという現状と、関連してるのかしてないのかっていう点はね、今後、私は関連してるのではないかなというふうに思うんですけども、そういう分析は今述べられなかったんで、その点については今後また、いろんなデータを持ち合いながらね、論議をしていきたいなというふうに思います。

そこで最後なんですけれども、最後、その前にね、やはりね、いろんな方、本当に幅広く聞いてるかどうかってのは別なんですけど、先生方の中で、あと2年あるんですけども退職するわというふうにおっしゃるような方の中に、もう毎日大変でこのままでは定年までもたないというお声とかですね、先生を続けたいが、体力、気力がもう限界だというふうにおっしゃる先生方も、これ正直な声としてあるんだということをね、お含みおきいただきたいなというふうに思います。

4点目の質問ですけど、教育委員会並びに学校現場で勧告に関する理解、啓発の取組、研修等が行われているのでしょうか。

お聞きします。

○教育長（相澤 要君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（相澤 要君） 教員が子供たちとしっかり向き合い、充実した教育活動を行い、安心して公務に専念するためには、教員の身分保障や権利、安定した雇用体制は不可欠なものであることを、働き方改革の取組を通して、教育委員会と学校現場が共通認識を持っているものと考えています。

今後、改めて校長会、教頭会等を通して周知啓発等を図っていきたいと考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 学校現場認識してるよ、教育委員会との共通認識はあるよっていうお答えでしたけども、特にですね管理職の皆さんに、この勧告っていうものがどのぐらい伝わってるんだろうかっていうふうに思うんでね、その点、もう1回確認します。

その点だけ。

○教育長（相澤 要君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（相澤 要君） 具体的に説明はしていません、今のところ。

それで、この勧告ですけれども、教員の労働条件ですとか、それから社会的な地位を改善して、教育の質を向上させるための重要な指針だというふうに考えておりますので、そして、今行われている働き方改革につながっているんだということも含めて伝えていきたいなというふうに思います。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい、ただいまの教育長の決意を伺いましたので、期待したいと思います。

終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、13番中村忠士議員の一般質問を終わります。

ここで13時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

4番、伊勢徹議員質問者席にお着き願います。

○4番（伊勢 徹君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） 通告に従いまして、一般質問を行います。

私の一般質問は、「別海町の今後のヒグマ対策について」であります。

今年、北海道では、ヒグマへの向き合い方が大きな転換点を迎えております。

道はこれまで、30年以上にわたって、ヒグマの「保護重視」の政策を進めてきました。

しかし、個体数の増加とともに相次ぐ市街地への出没などを受けて、昨年、春先の残雪期にヒグマを駆除する「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」と呼ばれる制度を新たに導入し、2年目となる今季は、昨年の3倍以上となる60余りの自治体が参加する意向であると報道されております。

また、北海道新聞社が、今年4月5日から7日に行った全道世論調査で、道がヒグマ捕獲頭数を増やす取組を進めていることについて、「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した賛成派は、計86%に上り、賛成の理由では、「人や家畜、農作物の被害が増えたから」が54%と過半数を占めたと報道されました。

このような中、環境省は、4月16日、鳥獣保護管理法の施行規則を改正し、人身被害が全国で相次ぐ、ヒグマ、ツキノワグマのクマ類を指定管理鳥獣に追加いたしました。

国はクマ類について保護から管理へと政策を転換し、捕獲計画を策定した都道府県に交付金を支給して支援すると報道されました。

札幌市は、4月16日、市街地近くに出没するヒグマの駆除を行う方針を固めました。

また、道は環境省に対して、春期管理捕獲などの自治体独自の取組や、生息調査、捕獲従事者の育成等への支援を要望しており、ヒグマ対策強化に向けた動きをみせております。

別海町内においても、各地でヒグマの出没情報が、年々増えてきております。

また、ヒグマによる農作物の被害も増えており、先月21日には、ついに中春別で子牛が8頭襲われる事件が発生してしまいました。

標茶町や厚岸町で66頭もの牛を襲ったOSO18のように、この個体が牛を餌として認識した可能性があり、さらなる畜牛被害の拡大が懸念されることから、事態は急を要すると考えられます。

別海町民の中には、安心して、春先の山菜採りはもちろんのこと、散歩やジョギングもしづらいつと声を聞くようになってまいりました。

万が一にも人的被害を発生させることは避けなければなりません。

このような現状の中、今後、別海町としてヒグマに対する対応策は、どのようにしていくお考えなのか、質問したいと思います。

まず第1に、中春別で子牛を襲った個体は、いまだ駆除されておらず、近隣の住民や酪農家は不安を抱えた状態だと思います。

また、ヒグマは広く移動する可能性があることから、中春別地区のみならず、全町的、あるいは管内的な対応も視野に入れ、人的被害が発生する前に早急の対策をするべきと考えますが、町のこの個体への今後の対策方針について伺います。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） お答えします。

5月21日に中春別で子牛を襲ったヒグマについては、現地確認後、猟友会と協議の上、わなによる捕獲を行うこととし、被害発生日に箱わなの設置を行ったところです。

翌日22日に中春別市街地から東へ1.5キロ付近で、ヒグマの目撃情報があり、地元農協から、周辺農場や住民の不安が高まっているとの相談を受け、ヒグマが戻ってきていることの確認はできていない状況ではありましたが、猟友会と協議の上、5月25日に被害発生場所と目撃場所の2か所で、駆除の実施を行いました。

結果としては、駆除するには至らず、また、箱わな付近にも戻ってきていることの確認はできませんでした。

今後の対応ですが、広域的な連携の面では、根室及び釧路振興局から、捕獲に関するアドバイスを受けるなど、連携を取っているところであり、現場対応としては、戻ってくることを想定し、箱わな設置による捕獲を継続しているところです。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） ただいま、箱わなの設置による捕獲を継続しているとお答えいただきましたけれども、まず現在別海町ではですね、何個の箱わなを所有し、そして何個を設置しているのか、また、今後箱わなを増やす予定はあるのか、ないのかを質問いたします。

○生活環境課長（上田健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生活環境課長。

○生活環境課長（上田健一君） お答えします。

現在本町では、わなを2個保有しており、2個とも設置している状況です。

今年度、わなを1個購入する予定で進めているところです。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） 例えば、今2個を保有して、2個を設置するという、私、聞いた範囲によりますとですね、この2個のうち、大きい、400キロ、500キロぐらいのですね、雄熊をですね、捕れる箱わなは一基であって、もう一基のほうは、子熊用のではないというようなことを聞いておるんですが、それが事実かどうか。

と、今、2個を追加するという見解で、2個って言いましたよね。1個だけ。

1個の、いや、それではですね、とてもじゃないけど、対応にも何もならないという気がいたしますので、その辺の返答、またよろしくお願いします。

○生活環境課長（上田健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生活環境課長。

○生活環境課長（上田健一君） お答えします。

大きいわなが一つと、中くらいというんですかね、子熊よりも少し大きいぐらいの熊が入るわなを1個保有しています。

今年1個買う予定なんですけども、わながですね、意外に高いというかですね、結構な金額するもんですから、その辺を見ながら、2個買えれば買いたいとは思うんですけども、はい、現在見積り等をいろいろ取っているところです。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） この質問これで終わりですよ。3回目だからね。

○議長（西原 浩君） いや、一問一答だからいいです。

○4番（伊勢 徹君） いいですか。

では、今言われたんですけれども、私聞いている範囲ではですね、箱わなは1個、大きいものであっても、30万円というふうに聞いておるんですけれども、それが高いのか安いのかはこれから議論の余地はあると思いますけれども、今、課長さんが、高いので、1個で2個買えるかって、30万、60万の金額で、根室市は今期4基ね、追加するって報道されてますけれども、別海町としてはそのぐらいの単価だと高いという認識で、4基は入れないのかなのか、お答え願います。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） お答えします。

ただいま箱わなの予算について質問がありましたが、現在予定している、1個の購入については、この熊騒動が起こる前からの計画していた台数となっております。

この熊騒動を受けましてですね、今後、必要性があるという場合は、検討してですね、補正予算等の措置を含めて、購入に向けて考えていく所存であります。

またわなについてですが、わなを多く持っていてですね、わなを設置する許可、免許を持っている者が少ないものですので、多数持っているからといって多数仕掛けれるというわけではございません。

そういった意味も含めてですね、適正な個数というのを検討した上で購入に向けて考え

ていく次第です。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） 私がですね、いろいろ聞いてる範囲ではですね、今初めて聞いたんですけど、免許を持っている人が何人かいると何個までつけれるとかそういう法律とどうか、そういうのはあるんですか。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） お答えいたします。

わな設置に関しましては、資格を持ってる者が1名いれば、設置することは可能です。

ただ設置する台数が多くなりますと、見回りですとか、それ以外に関わる部分で人工が伴うため、1度に多数のわなを仕掛けることは難しいと、そういった趣旨でございます。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） たくさんちゅうのが、3個、4個が多いのか、10個が多いのか、その辺の見識も私、全く分からないんですけどね、どういう意図で、多い少ないを言われてるのか。

根室市は4基をね、今年は増やすと言っているのに、もう、ちょっと私、根室市のほうに問い合わせないんで、資格を持ってる人が何名とかがちゅうのでは聞いていなかったんで、ちょっと申し訳ないんですけども、初めてその免許を持っていないとできないとか、たくさんはかけれないとか、1名持てればできるわけですからね。

その辺の多い少ないの感覚と、ただ、私が言いたいのはですね、囲いわなを多くかけないことによっては捕獲できないわけですね。

ということは何が起きるかという私が言いたいのは、たくさん、できる限りの箱わなを設けて、そして、言っちゃっていいのかな、根室市はそれなりの成果を収めてるわけですね、あの、この前のヒグマが出た段階から。

ですから私も、別海町も出たんですから、で被害もあったわけですから、迅速に対応するべきじゃないかということで、こうやって質問してるんですけど。

町長見解、言ってもらえますか。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） もちろん、うちは決して後ろ向きということではなく、1頭の熊が出現したというときに、幾つもの箱わなをつけることが有効なのか。

そこら辺もまだ分かっておりませんので、根室市で四つ仕掛けて、3頭捕まったというような記事の内容は伺っておりますけれども、根室市はどのような形で、どういう熊の目撃情報に基づいて、どのような数の箱わなをどのように仕掛けたのかと、そういったこともしっかり情報として仕入れて、今回の中春別地区の事故に対して、どういう方法が1番有効的なのかということをしっかり確認してから、作業に進みたいと思っております。

箱わながもっと必要だということになれば、注文するなり、ほかの自治体から借り入れるということもありうると思いますので、できるだけ迅速な対応はしていきたいと考えております。

ただ、1度の目撃で、また1度の事故で、多数の箱わなをつけることが、より確率的に

どうなのか費用対効果でどうなのかということをしっかり見極めていかなきゃならんというふうに考えております。

牛の事故は、今回大きく報道されましたけども、実は私がまだ農林課職員の頃に、町の中西別の育成牧場で、子牛がお尻の肉を爪で削ぎ取られていたというような、経緯も昔ありまして、被害が今回だけではないんですけれども、うちの町では、結構、熊の通り道になっているというような状況下の中で、これからも起こりうる危険性はあるというふうには考えております。

ただ根室市や羅臼のように、そこに熊が居続いているかということかどうかは、これをまたしっかり調べなければ、捕獲の効果も全然違ってくると思いますので、そこら辺もしっかり情報収集をしたいと考えております。

費用のことで言いましたら、箱わな自体を買うこと自体は、議員おっしゃったとおり、30万でしたらそれは数が必要だというふうになれば、すぐ予算を編成して購入したいというふうに考えております。

決して金額が高いから対応できないということではありませんので、そこら辺は御理解よろしくをお願いします。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） ただいま町長から見解をいただきましたので、善処していただいて、箱わなをできるだけ、範囲内で結構ですので増やして、成果を収めていただきたいと思います。

では次に第2の質問に移りたいと思います。

根室振興局のですね、発表によりますと、ヒグマの春期管理捕獲支援事業に、根室管内で参加したのは、昨季の標津町が初めてで、今季は現時点で別海町を除く、1市3町、これ中標津町、標津町、羅臼町ですね、で根室市と、で計画されていると報道されましたが、今後、別海町は参加する予定はあるのか、ないのか、質問いたします。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） お答えします。

昨年の時点では、目撃情報は多くあったものの、直接的な家畜被害がなく、人的被害について、懸念される状況ではないと判断し、春期管理捕獲支援事業への参加を見送りしたところです。

春期管理捕獲支援事業は、人里周辺に生息するヒグマの低密度化及び人への警戒心の植付けにより、ヒグマの人里への出没抑制を図ることを目的とした制度です。

今回、家畜被害が発生したことや、目撃情報も依然として多くあることから、本町においても、本事業による人里への出没抑制が必要と考え、猟友会と協議し、参加する方向で検討しているところです。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） 今ですね、参加する方向で検討すると、これいつもまた検討なんですよ。

ですから、私どもが期待しているのは、この今、現にもう、牛が被害に遭って、次の被害が発生する可能性は物すごい高いわけですね、その個体がいる限りね。

でしたら、私は、いつ参加する予定があるのかね、本当にこれ、早急に討議を始めていただいて、もうこの一、二か月の間にも参加しますっていう声明を出すという姿勢をとっていただきたいと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） 春期捕獲支援事業について御質問ですが、この件につきましては、猟友会と協議しており、猟友会の相手方がいることですので、この場での断定したお答えはできませんが、猟友会からは、春期管理捕獲支援事業については、熊の管理個数の抑制を図るために有効ということをお聞きしておりますので、前向きに参加に向けての協議を現在進めているところです。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） 実はですね、私も猟友会ですね、このたび会長になりました人とですね、二、三時間ほど、いろいろ協議しましてですね、これは大変ね、有効であると、対応しなければいけないということで、前向きにしていますよという意見も聞いております。

ですから、来年からはもう、入るということでよろしいでしょうか。

○議長（西原 浩君） 伊勢議員、もう、先ほどね部長のほうから猟友会と前向きに答弁するというので、断言できないという答弁で、気持ちは伝わってるんじゃないかと思うんで、次3番目に言ってほしいんですけども。

○4番（伊勢 徹君） はい、分かりました。

それでは、第3の質問に移ります。

別海町鳥獣被害防止計画において、ヒグマ対策に関する今後の取組方針には「追払いを基本として取り組んでいくが、繰り返し出没する個体や人畜被害の恐れのある個体については捕獲を実施する。」とあります。

人里に頻繁に出没するようになり、家畜被害が発生してしまった原因の一つは、ヒグマの頭数が増え、縄張争いの結果、人里近くに生息するしかなくなった、いわゆる「アーバンベア」が増えたことだと想定されます。

今後ますます人とヒグマとの距離が縮まる可能性がある中、人的被害を未然に防ぐためには、追払いを基本としていては対処しきれないと考えますが、ヒグマ対策に関する今後の取組方針を見直す考えがあるか質問いたします。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） 近年、ヒグマの目撃情報は増えており、人とヒグマとの距離は近くなってきていると考えています。

北海道ヒグマ管理計画では、人身事故や農業被害の軽減を図ると同時に、ヒグマ地域個体群の存続を図るとされ、繰り返しの出没や人畜被害の恐れがある個体と判断されるまでは、見回りや誘引物の除去、追い払い等が基本方針とされています。

また捕獲は専門的な知識と技術が必要であり、リスクも伴うため、慎重に行う必要があるという判断もあります。

町の鳥獣被害防止計画は、都道府県の鳥獣管理計画と整合性のとれたものでなければならぬので、現時点では、追い払いを基本とした対策を継続していく考えです。

ただし、人命に危害が及ぶ可能性があるなど、緊急事態発生時などは、状況に応じて適切に判断し、捕獲を実施します。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） ただいまのお答えはですね、都道府県との鳥獣管理計画と整合性のね、とれたものでなければならぬので、現時点では、追い払いを基本とした対策を継続するというような回答でありましたけれども、今現時点ではですね、札幌市はもちろんのことですけれども、もう追い払いでは、もう、追いつかないと。

いろいろな専門家の話もですね、今もう何ていうんですか、この追い払いだけを優先してちゅうか、それではもう、今、この増えているアーバンベアに対応するにはですね、完璧に甘過ぎるという、見解の専門家のハンターの方もどんどん増えてきています。

ですから、私としてはですね、この、町としてはまだ都道府県もまだ追い払いを基本としてという認識なんでしょうか、その辺どうですか。

僕は、もう、追い払いを基本としてなくて捕獲を優先というふうな感覚で今回の質問に臨んでるんですが、その辺の見解はいかがですか。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） お答えします。

現在、北海道においては、北海道ヒグマ管理計画の見直しの方向性についてという素案が出された時点で、現在このことに関して私ども町のほうに、コメントを求める、意見募集があるといったような状況でございません。

今後においては北海道においても、基本的な計画というものは見直されるものと思いますが、現時点ではその部分については明らかになっておりません。

また、確認ですが、町の方針として、追い払いを基本とするとありますが、これは、繰り返しの出没や人畜被害の恐れがある個体と判断しました場合においては、駆除ということになります。

ですので追い払いを基本とするというのは、道の基本方針との整合性をとるために、そのような形になりますが、繰り返しの出没、人畜被害の恐れがあると判断した場合は、適切に駆除していく考えです。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） 私の見解の間違いなのかどうか、ちょっとここをしっかりとしゃいけなところなんですけど。

私がですね、調べた限りでは、今年の段階でですね、指定管理鳥獣にヒグマが新たに指定されました。で、本来警戒心が強いはずのヒグマたちが、人里に近づく様々な被害を及ぼすね、要するにアーバンベアと言われるものが、もうたくさんいるので、もう追い払いということでは駄目だという見解で、どんどん、いろいろ施策が打たれてきてるというふうに認識しているんですけど、今のお答えですと、あくまでも、まだ追い払いを基本として、それに沿った対応しかできないような回答なんですけど、その見解は、僕の間違いなのか、ちょっといかがなものかと思えますけど、返答をお願いいたします。

○議長（西原 浩君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 1時31分 休憩

午後 1時31分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

それでは答弁をお願いします。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） お答えいたします。

現在、先ほど言ったように、北海道ヒグマ管理計画の見直しの方向性の素案が出された段階であります。

現行の北海道ヒグマ管理計画第2期を見直して、今後、計画を煮詰めていくというところ です。

議員御指摘のあった指定管理鳥獣となったということに関しましては、なったことに関して国からの交付金が活用して事業ができるということが決まっただけで、基本方針が現時点では変わっているわけではございません。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） そのほかにですね、私が調べてきてる範囲ではですね、道はですね、6月4日にですね、雌熊をですね、年に520頭捕獲目標を定めました。

これはね、事故リスクを低減するため、先手を打つための方策であるというようなことまで報道されてますし、ハンターの育成や狩猟免許、試験定員の撤廃とかですね、もう前向きに道も、どんどん施策を打ってたというふうに僕は感じてたんですけども、これに関しましてですね、また議論をしていきたいと思っておりますので、今日はここまでにしておきます。

それでは続きましてですね、第4の質問としましてですね、別海町鳥獣被害防止計画において、従来講じてきた被害防止対策中、ヒグマ捕獲等に関する取組には、課題として「近年、市街地付近での出没が増えており、通報があった際には迅速な対応が求められるが、緊急出動であるため人員確保が難しい。」とありますけれども、本町におけるヒグマに対応可能な猟友会員数及び過去3年間の出動実績についてお伺いいたします。

○生活環境課長（上田健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生活環境課長。

○生活環境課長（上田健一君） お答えします。

本町の猟友会会員数は、78名となっておりますが、その中で、ヒグマに対応可能な会員となりますと、経験上の問題から、限られた人数となり、猟友会に聞き取りをしたところ、28名となっております。

また、過去のヒグマ駆除に関する出動実績ですが、令和4年度、5年度にそれぞれ1件ずつ、過去3年間の出動実績は2件、捕獲頭数は2頭となっております。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） ただいまですね、78名中28名が熊対応ができます。

とありますけれどもですね、先ほど来のもですね、回答等及び町の姿勢ではですね、この会員数がですね、今後ですよ、熊はどんどん増えていくでしょうし、この猟友会の人たちは高齢化し、また、熊に対応する人間が28名しかいないと。

これますますなんかの手を打っていかないと、猟友会のメンバーの方たちも、また、熊に対応できるですね、人たちも減っていくという、懸念されるわけですね。

これ、高齢化及びですねいろんな、先ほどちょっとね、いろいろ話した中で、町の中ですね、役場職員の中に、4人の若いハンターさんがね、誕生してるというのも聞きましたけれども、でもですね、やはりもっとですね、ほかの市町村ではですね、いろいろな施策を打って、ヒグマに対応できる、また、いろいろな、アーバンアニマルと言われてるですね、ものに対して対応できるような、人を増やしていくという、施策が打たれてますけれども、町としては、それに向かって何かの施策を考えるという方針があるかないかお聞きいたします。

○議長（西原 浩君） （5）のほうに大分近い再質問ですけども、大分近づいてるんですけども、取りあえず回答、現時点での対応策、やっぱ（5）になっちゃうか。いいか。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） 猟友会の人材育成、人材確保についてお答えしたいと思います。

先ほど言ったように、ヒグマに対応可能な猟友会員は78名中28名ということで、経験があるなしでクマに対応できるという形になっております。

このことから、経験者を増やすために、先ほど申し上げました、春期管理捕獲支援事業、これに猟友会の方に参加していただいて、経験のない方も一緒に参加していただいて熊捕獲の経験を増やしてもらおうと、そういった考えで、人材育成については考えているところです。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） 今お答えいただいたとおりですね、僕も聞いた話なんで、僕も実際熊撃ったり鹿撃ったりできないんで、聞いた話なんで、受け売りなんで申し訳ないんですけども、鹿を撃つ技術と、熊を撃つのはもう一緒にしないでくれということをごんざん言われました。

やはり、鹿を撃つ能力と、熊に対応するハンターの技術、技量はもう全然違うんだということは何び言ってくださいと言われたので、ここで言わせていただきますけれども、今言ったとおりに、対策これから打っていかないと、そういう人材の育成は非常に難しいと思います。

ですから、私が先ほど言った囲いわなもそうなんですけども、囲いわなに入っている熊を打つのと、実際に入っていないところの熊を撃つリスクは、もうとんでもない違いがあると、それも言ってくれて言われたんでちょっと言わせていただきます。

ですから、そのような猟友会の人たちの御苦勞をですね、鑑みますとですね、やはりこれからも町としてですね、バックアップしていく体制を整えていただきたいなと思っております。

それでは続きまして、第5の質問に入りたいと思います。

例えばですね、占冠村ではですね、2013年に地域おこし協力隊として、移住してもらった隊員を、任期満了後の2016年度から、鳥獣対策の専門職員、いわゆるガバメントハンターとして採用しており、地元猟友会とともに活動しております。

別海町でも、鳥獣対策の専門員を採用することで、緊急出動を要する場合も人員確保に

苦慮することはなくなると考えます。

このガバメントハンターは、ヒグマ対策として有効であるほか、鹿、キタキツネ、カラス、トド、アザラシ類の駆除にも有効であると思いますので、このような有害鳥獣駆除対策全般のためにも、地域おこし協力隊員を募集して、その後に、専門職員として採用するという構想を持ってないのか質問いたします。

○保健生活部長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部長。

○保健生活部長（小川信明君） ヒグマの出没や、被害が発生した際、猟友会に出動を依頼することになりますが、ハンターを専業としている方は少なく、緊急出動といった場合、人員確保が難しいということから、常時出動可能なガバメントハンターの採用は有効な方法であると思います。

近年、増加しているヒグマ目撃状況から、緊急的に出動しなければならない場面も想定されてきていますので、有害鳥獣対策の一つとして、地域おこし協力隊や狩猟免許を持った職員の採用について検討したいと考えます。

○4番（伊勢 徹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番伊勢議員。

○4番（伊勢 徹君） ただいまですね、緊急出動するためにも人員確保のためにも、ぜひともガバメントハンターを、また検討したいと思えますと答えていただきましたけれども、僕はね、しつこいようで申し訳ないんですけど、やはり、スピード感がある解決策を持ってほしいわけですね。

このガバメントハンターね、ここにも言ってますけど、2013年に入ってもらって、専門職にするのに3年かかるわけですね。

ですから、今、この時点からやりますというような回答をいただいて、もらうようなスピード感が欲しいんですけども、そのような回答にはならないのかどうか。

ちょっとお聞きします。

○副町長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（浦山吉人君） それでは私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

先ほど来からのやりとりで、非常にストレスを感じながら質問をされている、というような形を見てとれるのかなというふうに思います。

なかなか行政の取組がですね、目に見えて効果があらわれない、あるいは、功を奏するような形につながっていないというふうに見えるということに関しては、議員も、また町民の皆さんも、いらいらしているところではないかなというふうに、認識をしているところです。

先ほど来からの制度的な問題のことも含めてですね、お話がございましたけれども、社会の動き、環境がですね、そのように熊の生態、あるいは出没の状況が、これまでとは全く変わってきているんだという動きは、当然見てとれる結果になっていると思います。

ただ、それに伴った制度、政策というものが追いついていないという現状の中では、現状の制度の中です、その中で懸命に取り組んでいかなければならないというような形の中で、職員からも、現時点ではという形で前置きをした上で、答弁をさせていただき、そのような状況にあっても、本当に、人体であったり、あるいは、農作業の環境であったりとか、そういうものに遅れをとってはいけない、あるいは、きちんとした対処しなければ

ばいけないという部分では、いつでも猟友会との有効な関係を保った中ですね、猟友会の皆さんに、出動していただくという協議を、信頼関係を保ちながら続けているのが現状というところでございます。

箱わなの関係につきましてもですね、限られた所管職員の中で、24時間の監視体制であったり、職員も交代ですね、見回りを行わなければならないという中で、この春先に突如降ってわいたようなですね、騒ぎの中で、職員も懸命に取り組んできているというのが、現状のところでございます。

議員御指摘のように行政の動きがスムーズではないのではないかという御指摘でございましたけれども、先ほどありました、地域おこし協力隊の採用も含めた中ですね、多角的な方面からですね、今後どのように進めていくのが、本町にふさわしいヒグマ対策になるのかということをしっかりですね、協議をさせていただいて、方向性を打ち出していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○4番(伊勢 徹君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 4番伊勢議員。

○4番(伊勢 徹君) 私ごとなんですけれども、今年に入ってですね、こういう報道が多かったんで、ヒグマのことに對して質問しようかなと思つて、いろいろ調べてきてたんですね。

そしたら、何と、先月の21日ですね、ヒグマにやられちゃったわけですね、牛がですね。

もう最初考へてた質問書も全部やり直しして、今回に立ってるんですけれども、やはり、私もそうでしたけれども、考へている以上に熊のほうが入り込んできちゃつて、アーバンベアと言われるですね、新しい世代の、人間を恐れぬ、そういう何かもう凄くへんてこりんなDNAを持ったクマがどんどん増えていると、いふような状況下になりましたので、本当に、もう起きてしまったことはしょうがないんですけど、次のことが起きないようにですね、施策をどんどん先手を打つてですね、これは、環境省もそうですし、道もそうですし、各市町村もそうですので、別海町もですね、足並みそろえてですね、やっていただきたいということと、それとぜひともここで申し添えたいんですけれども、別海町の猟友会の人たちは私は何人かはお話しさせていただきましたけれども、奈井江町のようなことはございませんし、誠に、理解のあるすばらしい猟友会の人たちでございますので、ぜひとも今の良好な町との関係を保つてるってことも私も聞きましたので大変安心しておりますので、ぜひとも、今後ですね、地元の猟友会の人たちと手を取り合つてですね、先手を打つ施策を打つて、ヒグマ対策をしていっていただきたいと思ひます。

以上で質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(西原 浩君) 以上で、4番伊勢徹議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時49分 休憩

午後 1時57分 再開

○議長(西原 浩君) 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、10番外山浩司議員、質問者席にお着き願ひます。

○10番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 通告に従いまして一般質問を行います。

1点目、「町立別海病院の医師の確保と将来の診療所体制について」

今回の質問は、福祉医療常任委員会委員の総意を代表して行います。

福祉医療常任委員会では、町立別海病院の運営について調査を行ってきました。

コロナ感染症の状況、医師・看護師不足と改善の取組、コンサルティングの状況など、病院事務局から説明を受け、質問や意見を述べてきました。

しかし、今回の病院の医師の確保と将来の診療所体制に関しては、理事者の考えを直接伺う必要があるとし、質問いたします。

全国的に医師不足が続いており、都市部には医師が多いが地方には少ない状況が続いています。

これは、国の政策により、将来的に医師が過剰にならないようにするために医学部の入学者定数を抑制したことが挙げられます。

その後、2004年に新臨床研修制度が開始され、医学部卒業後の研修先として立地と待遇のよい都市部の民間病院や公立病院を選ぶようになり、大学の医局に入局する医師が激減していきました。

そのために地方や中小機関病院への派遣ができなくなり、医師不足のさらなる要因となりました。

町立別海病院でも3月に3名の医師が退職しました。1名は、会計年度職員として再雇用。

町民の間には、大きなショックと不安が広がりました。

町立別海病院の内科医の勤務状況は、平成21年度は2人体制でしたが、22年度から27年度までは4人体制、その後、3人体制、4人体制でしたが、令和3年度からは、3人体制、令和4年度・5年度は2人体制となり、今年度からは1人体制になりました。

それに伴い常勤医師、診療科目も減少しています。

また、町内にある西春別駅前診療所と尾岱沼診療所も町民の安心して通える診療所として歴史を刻んでいます。

西春別駅前診療所は、昭和30年に「村立西別病院上西春別診療所」として開設され、その後、「西春別駅前診療所」、「町立西春別駅前診療所」と改称され現在に至っています。

現在、年間7,800人余りの外来患者がおります。

また、尾岱沼診療所は昭和49年に開設され、歴代9人の所長が診察に当たり、現在、年間4,400人余りの外来患者がおります。

広い別海町では、東西にそれぞれ診療所があり、地域住民が安心して生活できるよりどころになっています。

しかし、西春別駅前診療所の現在の所長さんは、平成7年に着任し今年で29年目になり、年齢が75歳になります。

また、尾岱沼診療所の所長さんは、平成16年に着任し今年で20年目になり、年齢が80歳になります。

両診療所とも地域住民から信頼され、「かかりつけ医」として安心して生活できる医療機関となっています。

今年度から、医師の働き改革も始まり、勤務時間の適正化が求められるなど、難しい病院・診療所経営が求められています。

以下、質問いたします。

1点目、医師の退職が続いてきましたが、その間、医師確保に向けてどのような働きかけをしてきたかお聞きいたします。

○病院事務長（三戸俊人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（三戸俊人君） それでは、御質問にお答えいたします。

令和4年6月に内科医1名が退職し、それ以降は、後任の常勤医師確保のため、札幌医科大学に常勤医師の派遣について依頼するとともに、院長及び本院の勤務医と関係の深い医療関係者の方々に対して、別海病院で勤務可能な医師について、紹介してくださるよう依頼しているところでございます。

また、医師確保支援機関であり、これまでに、医師の紹介を受けた実績のある公益社団法人全国自治体病院協議会、北海道地域医療振興財団を通じて医師の募集を行うとともに、北海道に対しましては、保健福祉部を通じて、別海病院で勤務可能な医師の確保について要請を行い、北海道道立病院局、北海道東京事務所に対しても、医師の確保について協力を依頼しております。

なお、札幌医科大学をはじめ、各関係機関に対しては、定期的に理事者が訪問し、別海病院の現状について説明し、医師の確保について要請を行っているところでございます。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 今、事務長のほうから、現院長ですとか現スタッフの関係者ですとか、また、関係機関に要請をしていると。

そして、定期的に理事者が訪問し、現状を説明し、派遣依頼をしているということで、理事者の動きというのが、我々町民ですね、町民の方にはなかなか分かりづらかったと。

町長の動勢についてはホームページで、1週間の予定が出てますが、東京出張だとか出るんですが、具体的な内容が出ていませんでしたので、そういう不安を持っていること、また結果としてこの3年間、新しい先生がいなかったと。

そして減りばかりということで、町民の間には大きな不安を持ってたんですが、今の回答の中です、定期的に理事者が訪問し、説明を行ってとありましたので、今後もぜひですね、お願いしたいと思います。

ただ、新しく探す一方ですね、現在毎月ですね、いろんな方面からお医者さん来ていただいているかと思うんですが、また研修で来てお医者さんもいるかと思うんですが、現在、別海病院に来ていただいている出張医師ですね、その方へ別海町アピールですね、将来どっかの区切りがあったときですとか、もしくは60歳で定年退職になった後にそれから別海に来てもらえるような、新しい方ではなくて、そういう、現在通っている方への働きかけについては行われているかどうか伺います。

○病院事務長（三戸俊人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（三戸俊人君） お答えいたします。

医師の退職がありまして、常勤医師も少なくなったということで、今まで担っていた当直業務ですね、それをカバーするために、これまでも札幌医科大学からは週末定期的にお医者さんが派遣されていたわけですが、どうしても常勤医師が足りなくなりましたので、民間の医師紹介機関であるとか、各大学、各関係機関に依頼して、当直医師についても、常勤医師の負担にならないように、これまでとは比べて、数多く充てているところです。

議員の御質問があったとおり、単に常勤医師の当直をカバーするだけではなく、ぜひともですね、別海病院で働いていただきたい医師を見つけたらという意向も、その中にはございますので、呼びかけは行っているところです。

それと当直医師に関しましても、もう3年ぐらいたちまして、やっぱり別海病院で働きやすいであるとか、スタッフの対応がちょっと気に入ってるんだってというような先生は、ちょっと長く来てもらってるような先生もおりますので、ぜひ、なかなか難しいんですけど常勤についても、ちょっと継続してお願いしていこうと思っております。

また、皆さん御存じのとおり、市立枚方病院からも、友好都市である、そこからも研修はいらっしゃってるんですが、なかなかスタッフも足りないと、院長もなかなかこう、枚方のほうに出向いて交流というのが難しくなっているんですが、昨年、市立枚方病院の研修医派遣の担当医師の方も、別海町を訪れて、ちょっと院長とお話等もされて、ぜひぜひ、なかなか難しいんですが、1年とか2年でも短期間でも派遣してくださる、ないし、また北海道に来たいお医者さんがいたら、ぜひお声かけをということでお話ししているところでございます。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 常勤医の負担軽減ということでですね、病院側で大変配慮していて、現在の先生方がですね、過去にも少なくなったという体制、当直のですね、そういうことなんかも聞いていますので、出張医とか活用してですね、先生方のね負担軽減についてさらに努めていただきたいと思います。

ただ振り返ってみて、やみくもに新しい先生、先生とって過去にですか、内科医と小児科の夫婦の方が、裁判になってですね、和解金とか払った事例なんかもありますからその点なんかもね加味しながら、本当にこう、人に働いていただく、もらうということに関しては、人によりますのでね、慎重な選択といつかね、採用をお願いしたいと思います。

続きまして2点目に移ります。

医師を目指す学生の別海町奨学資金貸付制度の利用状況を伺います。

また、奨学生に対して町立別海病院への勤務するよう促すよう、どのような取組を行っているかお聞きします。

○病院事務長（三戸俊人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（三戸俊人君） お答えいたします。

医師の資格を取得するため、本町の奨学資金支給制度を利用した方は、平成3年度以降、11名いらっしゃいます。

内訳としては、別海病院で勤務し、就労義務を果たした方が3名、諸事情により勤務せず、奨学資金を返還した方が3名、将来的に別海病院で勤務する意向があり、奨学資金の返還を留保している方が4名、在学中で、奨学資金を受給している方は1名です。

また、将来的に別海病院で勤務する意向のある方については、毎年度、就労希望調査を

実施するとともに、それぞれの状況に合わせて、別海病院を訪問していただき、情報交換や、実際に一部業務を行っていただくなど、別海病院での勤務につながるよう取組を行っているところでございます。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 本町の奨学金貸付制度ってのは大変素晴らしいと思うんですね、医師に対してもそれぞれの額もありますし、看護師に対してもそれぞれの額があって素晴らしいと思うんです。

以前看護師さんでは、別海町出身でなくても他町で希望して、そして貸付金をもらって別海病院で働いてる方もいると思うんですが、今、11名がいて、3名だったんですけども、この方は全員別海町出身の方になるのでしょうか、それともまた、他町から別海病院希望してうちの貸付けを受けているのでしょうか。

その辺りいかがでしょうか。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 私のほうからお答えさせていただきます。

まずですね、議員御質問は貸付けというですね、お言葉を使われておりますけども、今このですね、中で御説明させていただきますのは、支給ということでよろしく願いいたします。

別海町奨学資金支給条例に基づいて支給をしているものでございます。

そして、御質問がありました町内出身者そして町外出身者ということですけども、町内出身者の方もいらっしゃいますし、町外の方も対象となっております。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 別海町のことを考えるとですね、本町出身とかやっぱりそうじゃないという関係なくですね、やっぱり広く門戸を開いて、本町のために働いていただくとそういう方向でいいのかなというふうに思います。

続いて第3点目です。

西春別駅前診療所と尾岱沼診療所の現状と将来について、どのように考えているかお聞きいたします。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 西春別診療所並びに尾岱沼診療所、両診療所の将来の考え方という御質問ですけども、これは、今現在、しっかりと地域医療のために必要だという考え方で運営をしております。

こういう考え方は変わりません。

これからも、やはり地域にとって大事な診療所ですので、しっかり運営していきたいとは考えております。

ただ、医師不足というのは本当に深刻な状態です。今事務長からも報告がありましたけれども、私どももしっかり動いて、令和7年度からは、1人来てもらえるような、今話がつきつつあるんですけど、これも実は誰がというようなことも、個人情報、ドクター情

報非常に厳密になっておりまして、しゃべれないので、はっきりとは言えませんが、そういうふうに、ドクター確保のためには今、あらゆる手段をとって臨んでいるところでございます。

確かに、尾岱沼、西春、高齢者ですので、なかなか大変な状況だと思いますけれども、今後ともしっかり医師確保に動いて、両診療所はこれからも運営していけるような体制をとるべく努力していきたいと、そういう考え方で今行政に取り組んでおります。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 今、令和7年度からということで、この間、行政報告の中にも、言葉でありましたけども今正式にですね、そういう見込みがあるということで、両診療所とも、高齢ということですね、やっぱり住んでいる方は、1年、2年後は大丈夫だけど、これが4年5年だと、という不安を持っているんですけども、今可能な限りということで確保していきたいと言葉いただきましたので、地域の方々も、若干ですね、安心してくれるのではないかなと思います。

そこで行政方針にもありましたけども、町長は、町のセールスマンとして、全国に別海町の知名度を上げて、そしてまた、いろんなところからですね、補助金ですとか、交付金とかこういただいとると思うんですね。

それで、そこそこの今の現状があり、ちょうど、いろんな諸活動が出来てるかと思いません。

それでやっぱり現場の先生方、お医者さんとのね、交流の場というのが、やっぱりコロナ禍で一時中断したかと思うんですね。

自分たちが議員になったときには何か聞いたらいろいろあったんですが、理事者側と、病院の先生方の交流も一つの、別海町の良さをPRしてもらおうですとか、別海町のこと伝える大切なことだと思うんですけども、そのことについてですね、町民とか、自分たちから見ると若干あれなんですけども、その病院の先生との交流についてはどのようなお考えでいるかお聞かせください。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 病院関係者の方々と、理事者の交流のお話でしたけれども、コロナ前は、医同友会等を通じての交流とか、それから、個々のドクターも町長室まで来ていただいて、いろんな話を聞いた例もたくさんあります。

ただ、令和2年度以降は、コロナということで、多数が集まったの会食、飲食等は1回もこれは行っておりませんので、これはやはり、そういうことを行って、その会合から、コロナが出たなんて話になるとこれまた大変な話になりますので、そこは慎重に今まで行動しております。

これ5類にはなりましたが、ただ今もコロナ自体はやっぱり広がってるものですから、なかなか会食、飲食等を一緒にやってというのは、まだまだ難しい状況だと思いますけれども、お互いの考え方の共通理念を持つということは大事なことで、そういった意味で、ドクターと理事者の話合いというのは、先日もドクターのほうから、町長にちょっと話があるようなことで、私のところへ来まして、話も聞きましたので、そういう、個別にはなるかもしれませんが、できるだけお互いの腹の内を割った話合いを

していく機会を作っていきたいと、そう考えております。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 可能な限り交流を持っていきたいというお返事いただきましたので、次の質問に移ります。

2点目、「中学校の不登校生徒及び卒業式における欠席生徒の対応について」

卒業式は、各学校において教育課程を修了したことを祝い、次のステップへ進むための大切な儀式です。

以前の卒業式では、決められた動作で寸分の狂いもなく起立・礼・着席を行い、来賓や保護者に厳粛を見てもらうような式もありました。

近年は、児童生徒が主役・中心の卒業式が行われています。

現在は、不登校の子供たちが全国的に増え30万人とも言われています。

コロナ禍で増加傾向となり、本町でも増加していました。

今年3月に卒業した中学3年生は、小学6年、中学1年、中学2年と3年間コロナ禍で学校生活を送りました。

その3年間は、学校行事の見直しや変更が行われ、体育祭や文化祭の内容が変更や縮小になり、生徒同士の連帯感や集団への所属感などが、それ以前に比べ身につけにくくなったようです。

体を動かすことが大好きで力を十分発揮できなかつたり、大きな声で歌うことができなかつたりなど、不完全燃焼な学校生活を過ごした生徒もいたようです。

不登校となり学校を休みがちになり、卒業式に参加できなかった生徒もおります。

以前は、不登校生徒に対して「怠けている、甘えている、親の教育の問題」など人格を否定する見方がありました。

現在は、「不登校は悪いことではない」、「不登校の期間を休養や自分を見つめ直す期間」と考えられ、学校復帰に促されることなく社会自立を目指すための充電期間として理解されつつあります。

卒業式への参加、不参加についても自分で判断する「自己決定」でいいのではないかと考えます。

自分の意思で将来を決め、自分が何をやりたいか、何ができるかを見極めることが大切ではないかと考えます。

そこで以下質問いたします。

1点目、卒業式を欠席した中学3年生の人数と学校内でオンラインで参加した生徒についてお聞きます。

また、欠席した生徒へ卒業証書をどのように授与したかお聞きます。

○学校教育課長（池田卓也君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学校教育課長。

○学校教育課長（池田卓也君） お答えいたします。

卒業式を欠席した中学3年生は11人です。

また、学校内にてオンラインで参加した生徒数は2人です。

このような中、欠席した生徒の卒業証書は、卒業式当日の卒業式終了後の時間帯、または後日に式場の体育館や校長室で個別に授与しています。

いずれも校長から直接本人へ手渡ししています。

卒業証書につきましては、学校卒業したという証であるため、どのような形でも、校長から手渡しをしております。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 11名欠席でそのうち2名がオンラインということで、GIGAスクール構想が入ってですね、こういう場でも活用されているということで、そして、直接、校長先生からの手渡しとされたということで大変よかったなと思いますが、この席に、あとですね保護者ですとか、ほかの先生方の参列についてはどのようになっていましたか。

○指導参事（瀬川航平君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 指導参事。

○指導参事（瀬川航平君） お答えします。

保護者や、担任の先生が入っていたかどうかということでしたので、例えば校長室で卒業証書を渡すときには、担任の先生が入ったり、保護者の方に来ていただいて証書を授与しておりました。

その際、担任の先生からも、励ましの言葉等を受けていました。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 今、保護者も参列してたということでして、11名全員直接校長先生が手渡したと、以前は経験の中でですね、もう学校と家庭が、もう全然離れてしまって、もう一切家庭には来ないでください、子供は学校行かせませんってそういうことがあった経験があったもんですから、今は、11名が全員、校長先生から受け取ったということで、家庭との距離がない状況だったということで理解しましたので、不登校、いろいろ考え方はありますけども、その点でいいのかなというふうに思います。

続いて2点目に入ります。

2点目、卒業式は、卒業生にとって最後の授業とされています。

欠席した生徒へ、校長先生からの励ましや旅立ちの言葉、担任の先生からの想いなどを伝えることができているかお聞きいたします。

○学校教育課長（池田卓也君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学校教育課長。

○学校教育課長（池田卓也君） 卒業証書を渡すときには、校長から励ましやはなむけの言葉をかけております。

ある学校においては、卒業式と同様に欠席者に向けて校長からの励ましや、はなむけの言葉をかけ、また、担任からもお祝いと進学に向けての期待を込めた言葉をかけております。

生徒にとっても、学校側にとっても、卒業式というのは、人生の節目であり、大切な行事であることから、これからも一人一人に寄り添い、声をかけたいと考えています。

以上です。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 大切な行事ですよと、一人一人に寄り添って声をかけて今後もいきたいという答弁がありました。

それでは次最後の3点目に移ります。

不登校生徒は、社会自立を目指すための充電期間として考えられ、卒業式を欠席した生徒は、自分の意志で判断した「自己決定」ではないかと考えます。

教育委員会の不登校及び卒業式欠席生徒の捉え方についてお聞きします。

○教育部長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） お答えいたします。

不登校については、どの児童生徒でも起こりうるものとして捉えており、単なる怠惰や、問題行動として捉えるのではなく、背景にある様々な要因や、抱える問題を理解し、その児童生徒を支援していくことが重要であると考えております。

また、全員揃って卒業式を実施したいと願いますけれども、卒業式を欠席するという選択についても、その背景には、個々の事情や意思が関わっていると考え、生徒が自らの意思で決定することは、重要な自己決定として捉え、その姿勢を尊重しております。

全ての児童生徒一人一人が充実した学校生活を送り、将来に向けて自立できるよう、引き続き支援していこうと考えております。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番（外山浩司君） 不登校生徒及び卒業式欠席生徒の理解については、共通理解が取れましたので、これで。

ただですね、この理解が町民の方とか、一般住民の方についてはなかなか難しい点、特に年配の方たちが、以前の話なんですけど、うちの孫が学校に行かないんですよって近くのおばあちゃん方に話して、困ってるんだって、なかなかね、それを認めてくれれば、あれなんですけども、学校の先生方や、保護者については校長先生のお話ですとか、学校だと研修会とかこうあって、そういう押さえはできるかと思うんですが、一般住民の方、特に年齢のいった方については、やっぱり今部長のおっしゃったような理解をしてもらう啓蒙が必要だと思うんですね。

それを今後どのようにしていくかと思うのが、今各地区にコミュニティースクールの組織ありますから、コミュニティースクールでは、広報を出してる、全部ちょっと押さえてないですけども、地区によっては出してる場所が多いですから、その中で、啓蒙するだとかね、啓蒙してもらうとか、やっぱり一般の方、住民の方に理解をしてもらうような働きかけが必要ではないかと思うんですが、その辺りの考えについていかがでしょうか。

○教育部長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（宮本栄一君） お答えいたします。

今議員おっしゃられたとおりですね、一般の方へのですね、広報ですとか、そういう部分はちょっとあらゆる部分で、調査研究をしながらですね、ちょっと進めていきたいなと思いますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○10番（外山浩司君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 10番外山議員。

○10番(外山浩司君) ぜひですね、研究を進めていただいて、町民の方の理解をですね図っていただきたいと思います。

本当に子供を取り巻く環境というのは急変ですね、していますので、割と年配の方について、子供理解っていうかね、そういう状況について、なかなか情報入ってこないこともありますので、ぜひ進めていただいて、健全育成にですね、努めていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長(西原 浩君) 以上で、10番外山浩司議員の一般質問を終わります。

ここで答弁者入替えのため、暫時休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長(西原 浩君) 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、3番高橋眞結美議員、質問者席にお着き願います。

○3番(高橋眞結美君) はい。

○議長(西原 浩君) なお、質問は一問一答方式であります。

○3番(高橋眞結美君) 議長。

○議長(西原 浩君) 3番高橋議員。

○3番(高橋眞結美君) 通告に従いまして、質問いたします。

「公共施設案内看板の設置について」

我が町の中央に位置する別海市街地は、国道243号線と道道根室中標津線が交錯しており、市街地以外の町民や町外から訪れる人の経路となっています。

役場、病院、総合スポーツセンター、生涯学習センター、小中学校、ふるさと交流館等、町民はもとより町外からも訪れる人が多い公共施設が中央にはコンパクトに点在しています。

特に市街地の道道根室中標津線の延長上の国道243号線は、各施設の経路となっており、また、短距離での信号機設置が多い道路です。

この道路に各施設の案内看板がないため、町民から分かりづらいとの声が上がっています。

例を挙げれば、別海病院は、国道の信号のない交差点から入る場合、非常に分かりづらい状況です。

また、老人保健施設すこやかは、中標津町、標津町、羅臼町からの入所者もあり、ほとんどの方がたどり着くのに苦労しています。

道端でふるさと交流館の場所を車内から尋ねられ、教え方に困惑している中学生に遭遇したこともありました。

ほかにも青少年プラザや保健センター等、複雑な経路の施設も多く、市街地に居住している町民は分かっているが、市街地以外の地域の町民が、初めて訪れる施設の入り口交差点が分かりづらい、町外から訪れる人に口頭で教えづらい、交差点を探りながら運転している車をよく見かけて危ないなどの声が聞こえます。

また、転入・移住者、観光客にとっては決して「わかりやすく優しい町」とは言えません。

町のイベントであるパイロットマラソン、産業祭では町外から多くの人も訪れます。

分かりやすく整備された市街地は、幅広い世代にとって暮らしやすいだけでなく、安心・安全で質の高い生活が確保され、また、にぎわいを創出し、町の発展につながります。

そこで次の質問をいたします。

公共施設の位置を視覚的に分かりやすく表示し、歩行者や運転者が安全で快適に行動できるよう適切な情報発信は、町民、来訪者にとって必要不可欠なものです。

過去の一般質問で、数人の議員が案内看板について質問され、尾岱沼の千島桜の看板や、道路上の案内看板の文字の薄れや一部公共施設の案内看板などについては改善していただき、大変分かりやすいとの評価の声があります。

今回は、中央の市街地の公共施設の場所が分からない、快適にたどり着けない、案内がしづらいつとの声を元にお聞きします。

この件については問題視していないのか、またはやらなくてはいけない事だと認識されているのかを伺います。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 御指摘の課題につきましては、改善が必要であると認識しているところです。長く住んでいる町民でも、施設の位置が分かりにくいという状況は、移住者にとってはなおさら不便で、時に不快な気持ちを持たせることがあると考えております。

また、今後北海道内で飛躍的に増加が予想されているインバウンドへの対応も検討が必要な時期になっています。

看板の設置だけではなく、公共施設の案内の在り方について、庁舎内の関係部署間で、横断的に議論をし、財源を踏まえつつ、課題解決に向け計画的に取り組んでまいります。

以上です。

○3番（高橋真結美君） 議長。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋真結美君） はい。

ただいま御答弁いただきまして、改善が必要と認識されてるというようですので、課題が共有されたと理解いたしました。

また問題解決に向け、計画的に取り組みますと、検討しますではなく、計画的に取り組みますと、大変前向きな御答弁をいただきましたので、次の質問に参ります。

はい、2番目の質問です。

生涯学習センターみなくるがオープンしてから1年半が過ぎようとしています。

様々なイベントや会議等が開催され、町内外から多くの人々が利用し、交流や活動の拠点となりつつあります。

しかし、町外の来訪者からは、国道からの入り口が分からないとの声が聞こえてきます。

たとえ、ナビゲートする機器があっても、案内看板を見かけて安心した経験は誰もありません。

生涯学習センターの入り口案内看板があれば、町外の人も、また町民が案内する場合も分かりやすいと考えますが、設置の検討はしているのかをお聞きします。

○生涯学習センター長（福原義人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（福原義人君） はい。それではただいまの御質問には、私のほうからお答えさせていただきます。

生涯学習センターでは、これまで約2年間で、コンサートをはじめ、様々なイベント等が開催されており、令和5年度実績の利用者数全体では、町内外から約4万人以上の方々に御利用いただいている状況です。

生涯学習センターの入り口案内看板の設置につきましては、これまでの総合計画見直し作業中に、関係団体等への聞き取りにより、公共施設の案内標識の修繕や、設置を検討されたい、との意見をいただいているところでございます。

このことは、当センターのみならず、全町的に検討する必要があると考えておりまして、現在見直し中の総合計画の中で、案内看板の設置について検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○3番（高橋眞結美君） 議長。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい。

見直し中の総合計画の中で、全町的に検討するというところで、大変私もそれには、賛成というか、よろしいかと感じてはいます。

1点お聞きしたいのですが、みなくるの案内看板は、当初、みなくる建設当初から設置の予定はなかったということなののでしょうか。

○議長（西原 浩君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 2時45分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（西原 浩君） はい、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○生涯学習センター長（福原義人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（福原義人君） ただいまの御質問ですが、当初、みなくるの建設時に、案内看板の標識等々が予定されていたかという御質問だったかなというふうに思っております。

案内看板ですね、設置につきましては、計画に載ってございませんでしたので、設置をしてございません。

以上でございます。

○3番（高橋眞結美君） 議長。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい、建設当時から予定はしていないということで、また現在見直し中の総合計画の中で、これから全町的に検討するという、建設の予定から現在まで4年、5年、6年あったと思うんですけれども、実際オープンして、先ほど2年とおっしゃっていました。

そして令和5年度は4万人以上が利用されているということでございます。

全町的に検討するにしても、またしばらく長い期間がかかるのではないかと思いますのですが、仮のですね、みなくるこれだけの人数利用されていまして、本当に町外の方もたたくさ

ん来られていて、大変分かりづらいという言葉もありますが、例えば仮の簡易な、全町的に見直す前に、簡易な看板をつけるということは、ないのでしょうか。

○生涯学習センター長（福原義人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（福原義人君） ただいまの御質問のほうには、私のほうからお答えさせていただきます。

現在、当センターはですね、二つの道道から交差された、町の中の中心部にございます。

最上部には、みなくるのマークがありまして、そのほか、案内標識の件ですけれども、道路管理者等々の協議が必要になってきます。

簡易なものを、なかなか設置となると、準備等々の関係もありまして、協議と調整が必要となるかなというふうに考えてございます。

いずれにしましても、現在見直しの、先ほど申し上げましたけれども、総合計画の中で、全町的に、ほかの施設と同様に考えてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○3番（高橋眞結美君） 議長。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい、道道側のほうからは、とてもみなくるの上のほうに見える文字が見えやすいと思うのですが、国道側のほうからは、本当に一瞬チラッと見えるぐらいなんですよね、みなくるという文字が。

とても国道から入る位置が分かりづらいので、お願いしたのですけれども、実際みなくるに行かれる方が、高齢の方たちが利用する割合も割と多くてですね、本当に簡易な矢印がついたような、小さな看板でもあれば、視覚的に、高齢者の方も安全にたどり着けるのではないかと思います、伺いました。

また、ぜひ検討を期待したいなと思います。

それでは次の3番目の質問に参ります。

公共施設の案内看板が少なく、幅広い世代でも案内しやすいよう、また、町民や来訪者が迷うことなく安全に目的地に到達できるよう、公共施設の案内看板を求める声が町民から上がっています。

公共施設は、転入・移住者にとっても生活上必要不可欠な施設です。

学校をはじめ、役場が管轄している施設の案内看板の整備が必要と考えます。

個別に都度対応するのではなく、まずは町全体の公共施設に対する設置場所やルート等のチェックリストを作成して計画してはいかがでしょうか。

そしてユニバーサルデザインや別海町らしい独自性のデザイン等基本方針を固めて、全町的に統一された方法や基準で、一元化した維持管理ができる計画が必要と考えますが、見解を伺います。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 私のほうでお答えをさせていただきたいと思います。

今からお答えする件は、先ほどのですね、ときにちょっと申し上げたいなというふうに思いながらちょっと悶々としていた部分でございます。

先ほどの2問目の質問につきましては、生涯学習センターに特化された、御質問という

ことで、お答えをさせていただきましたが、これから私お答えするのは、もっと幅の広い公共施設という視点で見ていただければなど、聞いていただければなどと思います。

公共施設や観光スポットへの案内看板につきましては、町民だけではなくて、観光客の動線をイメージして、ユニバーサルデザインの視点を持ち、別海町らしいものを設置したいと考えています。

このため、設置場所を明確にするためのチェックリストなどを作成し、道路管理者などの関係機関とも協議を進めてまいります。

また、現在、第7次総合計画の見直し作業を行っており、前計画、第6次総合計画の見直し時に、基本計画から記載が少々薄まってしまいました、景観に係る基準を、再び鮮明にすべく見直し作業を行っているところです。

加えまして、町全体にわたる地域振興のランドデザインや市街地活性化についても、総合計画に記載すべく作業を進めております。

今後は、総合計画に基づいた整備方針を固め、しかるべき時期に常任委員会などを通じて、進捗などを報告してまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（高橋眞結美君） 議長。

○議長（西原 浩君） 3番高橋議員。

○3番（高橋眞結美君） はい、協議を進めるということで、大変前向きな御答弁いただきました。

通行車両や歩行者の安全確保、また住民生活の利便性の向上を図ると、先日の町長の行政執行方針でもございました。

そして、観光客もインバウンドや別海町の「べつかい割」ですね、なども功をなして、増えていっています。

また、観光客やキャンプ場を訪れる人が、SNSなどで案内看板の画像を上げることもあるのではないかと、私の妄想なんですけど、あるでしょう。

情報誌や観光雑誌なんかでも、看板の写真が使われることもあるでしょう。

また別海観光協会でも、工夫を凝らした観光ガイドというものを作成しております、地域ごとにQRコードで、マップとあわせて情報が入るような、分かるようになっております。

看板があると、さらに観光ガイドにも活用されやすいのではないかと考えます。

案内看板で別海町はますます広がって、ますます明るくなるのではないかと期待しております。

今後の進捗の報告をぜひ期待しております。

これで私の質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、3番高橋眞結美議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時56分 休憩

午後 3時02分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

本日、最後に、2番吉田和行議員、質問者席にお着き願います。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○2番（吉田和行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） 通告に従いまして、私の一般質問をいたします。

「続・日本海溝及び千島海溝型地震における地震対策について」

本年3月、第1回定例会で日本海溝及び千島海溝型地震における地震対策について一般質問いたしました。

水産業においては電気、水が止まると漁ができたとしても加工が止まる問題が考えられます。

また、本町は現在、ふるさと納税による寄付でたくさんの応援をしていただき、町財政の大きな助けになっていますが、その返礼品の中でも、とりわけホタテなどの海産物の割合は多く、そのことを踏まえても水産業における対策が必要と考えるので、今回はもう一つの基幹産業である水産業への対応と、前回質問した酪農業における地震対策について追加の質問があるのでお聞きします。

(1)平成6年10月4日の東方沖地震では、1,962戸が断水、破損箇所は70か所、水道管の破損、継ぎ手の離脱、配水池導流壁破損などの大きな被害を受け、農家については591戸で断水、復旧には3日から8日を要したとお聞きしました。

そこで今回は、水産業の被害状況についてお聞きします。

○建設水道部長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（外石昭博君） お答えいたします。

水産加工場等の水産業の断水戸数につきましては、当時の資料に記録がなく、定かではありませんが、海岸沿いの地域は本町の水道施設の下流に位置しているため、御質問にあるとおり、復旧には最大で8日を要しております。

○2番（吉田和行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） 詳しい状況は把握していないということでしたが、今後の環境で、千島海溝型地震の被害を想定したときですね、その場合の、事前の被害状況の確認、または把握の方法は、現在どのように考えていますか。

○議長（西原 浩君） 吉田議員、ちょっと1番の質問は平成6年の被害状況で、ちょっと。

○2番（吉田和行君） すいません、一部訂正します。

その当時の地震の規模になるかとは思いますが、例えばその状況のそのときに、記録が残っていない、その被害状況が分からないということではあったんですけども、現在、同じような想定でいいんですけども、起こった場合、例えば、なぜ記録が残っていなかったのか、難しいですかね、例えば、各水産業の団体ですとか、そういうところと酪農のように普段から連携をとってれば例えば被害状況がある程度把握できるとかあると思うんですけど、水産業に関して、その確認がとれてないっていうことに対して、現在、じゃあ今だったら、どういうふうに対応しようっていうような想定はされていますか。

○建設水道部長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部長。

○建設水道部長（外石昭博君） お答えいたします。

当時につきましては、水産業における断水した戸数について、記録がないということでもあります。

それで今後、このような事態が起きたとなった場合については聞き取り等を行いながらですね、対応していきたいというふうに考えております。

○2番（吉田和行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） 再質問になるのですが、当時、最大で8日間の断水があったということで、現在水道管の、前回の3月の一般質問のときにですね、断水時における支援体制は、協定等に基づき構築されていると、近隣の市町村の連携はとれているっていう回答をいただいたと思うんですけども、工事の本管の工事の、すいません、訂正します、水道本管の工事は町の事業者が行うと思うのですが、水道本管の工事は、町と契約を交わしている事業者のみができると聞いていますが、災害時においてもそれは同様ですか。

○議長（西原 浩君） 吉田議員、まず通告がですね、断水戸数なんですね、今の再質問と言いながらも水道本管の工事ということで、まるっきり趣旨が違ってきているので、（2）のほうに移っていただきたいなと思います。

○2番（吉田和行君） 失礼しました。（2）番のほうに移らせていただきます。水産業における非常用電源の位置付けやその必要性、確保対策や整備の状況について、把握している範囲でいいのでお聞かせ下さい。

○産業振興部次長（小野武史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小野武史君） お答えします。

水産業について大規模な地震などが発生した際は、漁港や船が損害を受ける可能性があるほか、津波等による被害の恐れがあるため、漁そのものが、まずできないと考えられます。

また、災害による物流の停滞や、水揚げがないなど、加工施設も、休止となる可能性が高いことから、牛の疾病を回避するため、毎日、搾乳を行わなければならない酪農業とは、その位置づけや必要性は異なるものと考えられます。

以上の理由などから、全ての漁業者の状況については把握しておりませんが、水産業における非常用電源の設置については、未整備のところが多い状況であると考えております。

次に、確保対策といたしましては、平成30年に発生したブラックアウト後、別海漁港の荷さばき施設及び水産物保管施設において、非常用電源を各1台ずつ整備をしております。

また、町の施設であるニシン種苗生産センター及びウニ種苗育成センターには、非常用の自家発電機を設立当初から設置し、停電時に備えております。

○2番（吉田和行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） ただいまの回答の中で非常用電源の確保で、別海漁港の荷さばき所、それと水産物保管施設の一つずつ非常用電源を確保しているという回答でしたが、これこちらは別海漁協のみで、野付漁協のほうには、確保はされてないということで、認識でよろしいですか。

○産業振興部次長（小野武史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小野武史君） お答えします。

別海漁港は先ほどですね、答弁でありましたとおり、平成30年のブラックアウト後、整備をしております。

なおですね、野付漁港はですね、既に漁港整備、平成21年かと記憶しておりますけれども、その際に、既に非常用の発電機をつけておりまして、実際にブラックアウト時には使用しております。

以上でございます。

○2番（吉田和行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） ただいまの回答については分かりました。

もう一つ再質問になるんですけども、ウニ種苗センターや、ニシン種苗センター、こちらに非常用電源は、最初から確保されているというのは、必要性の有無があるということと理解、こちら非常にできるわけですが、現在ですね、ふるさと納税を少なくない財源ととらえて、中でも海産物の割合が高い本町にとっては、そちらの加工販売する団体、事業者、そちらの電源、例えば、冷凍の倉庫ですよね。

ですからその漁組の野付漁港、それと別海漁港、そちらの冷凍庫、そちらの非常用電源を確保されているということで、そちらの漁港、二つの漁港の冷凍庫だけで、例えば非常時に、漁港だけではなくて、例えばその、近隣の冷凍物を、例えばそういう災害時の協定なのか分かりませんが、協力関係で例えば確保するとか、代わりに保存するとか、何かそういうような協議とか話し合いはされているのでしょうか。

○産業振興部次長（小野武史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小野武史君） お答えします。

まずですね、別海漁港には水産物保管施設を平成30年に冷凍庫の非常電源を整備しております。

ただ野付のほうにはですね、漁協のほうには実はついてはおりません。

でですね、今ありますとおり冷凍庫の非常電源設置についてちょっと説明させていただきますけれども、現状ですね、加工場も含めて特段、整備されていないところが多い状況となっております。

しかしですね、冷凍庫につきましては、これ当然時期にもよりますけれども、開け閉めを行わなければ、すぐに冷凍庫内の温度が下がるということがないためですね、実際ブラックアウトの際にもそのような対応をしたと。

これは野付漁協さんもそのように対応したというふうに聞いております。

またですね、非常用電源の必要性について、数社に聞き取りを行ったところ、可能であれば、発電機を設置をしたいけれども、費用対効果の側面や、あるいは発電機容量の観点から、急は要していないが、今後検討はしたいという回答を得ております。

以上を受けまして、町といたしましてもですね、例えば、今後必要であればですね、今やってるですね、今年から始めました加工機器導入支援事業ですね。

ああいった中では冷凍庫も可としておりますので、それに附帯する設備の一つとして、そういった発電機も可能ではないかと考えておりますので、そういったことも含めて今後

必要に応じてですね、町といたしましては、しっかりと協議のほうに受けたいと考えております。

以上でございます。

○2番（吉田和行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） ただいまの答弁で、しっかりと事業者と協議をされているということで安心いたしました。

3番目の質問に移ります。

海水の汲み上げや真水などの水の確保について、町は漁協や関係団体と協議をされているのか、されているとすればその協議内容についてお聞きいたします。

○産業振興部長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） お答えします。

先ほどの次長の答弁と重複しますが、大規模な自然災害が発生した際には、漁そのものがないというふうを考えられ、加工施設も休止となる可能性が高いことが想定されます。

また停電時に海水を汲み上げるポンプ用の非常用電源が、野付・別海の両漁港で既に整備されていることなどから、漁業用水の確保について、胆振東部地震以降、漁協や関係団体との協議は行っていないのが現状であります。

なお断水に備え水を貯留することも考えられますが、加工施設においては、衛生管理上好ましくないこともあるため、そのような措置は講じていないというふうに聞いております。

しかしながら災害は、事前の対策が重要であると考えていますので、今後想定される事案などが生じた際は、必要に応じ、事前に漁協や関係団体と協議を行いたいというふうに考えております。

○2番（吉田和行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） 洗浄、製氷に真水を多く使うそうですが、真水確保の想定と、それに対する対策なんかは考えていますでしょうか。

○産業振興部長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） 先ほどの答弁とですね、まるっきりちょっと重複してしまうんですけども、真水っていうことでしたけども、それも断水になった時っていうことなものですから、先ほども言いましたように水を貯留することも考えられます。

ただその加工施設においては、いわゆる真水でなければですね、衛生上好ましくないということもあるんで、真水の確保って今現在ちょっと厳しいのかなっていうふうに思いますので、措置は講じないというふうに、今のところは考えております。

以上です。

○2番（吉田和行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） その点については事業者、または関係団体としっかりと協議していただきたいと思います。

先ほど、再質問を間違ったところでしたのですけれども、真水の確保、またちょっと別視点にはなるんですけれども、災害が起きたときですね、水道の本管、上流から下流まで、水道管がこう通ってるわけですけれども、この水道本管のこの工事は、町と契約を交わしている事業者のみができると聞いているわけですが、こちら災害時においても同様なんでしょうか。

○議長（西原 浩君） 吉田議員、この質問するならば事前に頭出しというか、別項目で出さないと、やっぱり町側も正確な答弁を求められてるので、議事録残りますので、安易な答弁にはならないので、次の（４）に移ってください。

○２番（吉田和行君） 分かりました。

またこの問題については別にしっかりと答弁させてもらいたいと思います。

では（４）番に移ります。

広範囲の断水に対応するため、各農協と協議して、河川等からの取水に対応できるよう、国の交付金を活用して、エンジンポンプの導入を進めているとのことでしたが、各農協に何台導入されているのか、また、今後も導入する計画があるのかお聞きいたします。

○農政課長（皆川 学君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（皆川 学君） それではお答えします。

エンジンポンプの導入状況ですが、道東あさひ農協で２４台、中春別農協で１０台、計根別農協については導入実績はありません。

なお、今後については、各農協で導入を計画していることを確認しております。

○２番（吉田和行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） ２番吉田議員。

○２番（吉田和行君） 計根別農協については導入実績がないということで、ただ今後も計画をしていることを確認していますというのは、こちらは計根別農協も今後の導入を計画しているという認識でよろしいでしょうか。

○農政課長（皆川 学君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（皆川 学君） お答えします。

計根別農協につきましても、今年度中にですね、検討していきたいということで確認しております。

以上です。

○２番（吉田和行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） ２番吉田議員。

○２番（吉田和行君） はい、分かりました。

では、５番目の質問に移ります。

今後導入したエンジンポンプの利用について、取水方法や取水箇所、取水後の運搬・保管の方法などを各関係機関と対応していくということですが、いつ頃までに計画しているのかお聞きします。

また整備後に実施訓練をする計画があるのかも併せてお聞きします。

○産業振興部長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐々木栄典君） お答えします。

導入したエンジンポンプの使用訓練につきましては、本年の牧草収穫作業にめどがつく秋頃に、別海消防署の協力を仰ぎながら、各農協と連携して実施する予定でございます。

なお、取水方法や、取水箇所、取水後の運搬、保管の方法などの具体的な内容につきましては、今後、訓練を実施する中で、見えてくる課題も含めてですね、引き続き関係団体等と協議を進めていきたいというふうに考えております。

○2番（吉田和行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） 各農協とも協議が進んでいるということですので、引き続き事業者と話をしながら進めていっていただきたいと思います。

全体を通して水産業、酪農業に関し、どちらにしましても、各事業体、団体としっかりと協議をされているということですので、今後ともですね、実際に事業を行っている人、またそれを取りまとめるその団体等の声をしっかりと聞き取っていただいて、別海町の産業を支えていただいている方たちが困らないように、困ってるところに、しっかりと対策をとっていけるようにしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（西原 浩君） 以上で、2番吉田和行議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日も午前10時から一般質問を行いますので、御参集願います。

皆様、大変御苦労さまでした。

散会 午後 3時28分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員